

第二百八回国会 農林水産委員会 議 院 議 録 第 六 号

令和四年三月二十四日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 平口 洋君

理事 江藤 拓君 理事 高島 修一君

理事 宮下 一郎君 理事 築 和生君

理事 金子 恵美君 理事 緑川 貴士君

理事 空本 誠喜君 理事 稲津 久君

理事 東 国幹君 理事 五十嵐 清君

理事 上田 英俊君 理事 尾崎 正直君

理事 加藤 竜祥君 理事 神田 潤一君

理事 北村 誠吾君 理事 国定 勇人君

理事 坂本 哲志君 理事 鈴木 英敬君

理事 高木 啓君 理事 高見 康裕君

理事 武井 俊輔君 理事 土田 慎君

理事 中川 郁子君 理事 野中 厚君

理事 長谷川淳二君 理事 平沼正二郎君

理事 古川 直季君 理事 古川 康君

理事 保岡 宏武君 理事 山口 晋君

理事 若林 健太君 理事 梅谷 守君

理事 神谷 裕君 理事 小山 展弘君

理事 後藤 祐一君 理事 佐藤 公治君

理事 渡辺 創君 理事 池畑浩太郎君

理事 住吉 寛紀君 理事 金城 泰邦君

理事 庄子 賢一君 理事 長友 慎治君

理事 田村 貴昭君 理事 北神 圭朗君

理事 福島 伸享君

参考人
(有限会社大塚ファーム代表 大塚 裕樹君
表取締役)
農林水産委員会専門員 梶原 武君

委員の異動

三月二十四日

辞任

高見 康裕君

長谷川淳二君

平沼正二郎君

古川 康君

北神 圭朗君

補欠選任

土田 慎君

鈴木 英敬君

国定 勇人君

高木 啓君

福島 伸享君

同日

辞任

国定 勇人君

鈴木 英敬君

高木 啓君

土田 慎君

福島 伸享君

補欠選任

平沼正二郎君

長谷川淳二君

古川 直季君

高見 康裕君

北神 圭朗君

同日

辞任

古川 直季君

古川 康君

補欠選任

古川 康君

本日の会議に付した案件

環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
案(内閣提出第三二二号)

植物防疫法の一部を改正する法律案(内閣提出
第三三三三号)

○平口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、環境と調和のとれた食料システムの
確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関

する法律案及び植物防疫法の一部を改正する法律
案の両案を議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として、東京
農工大学理事(教育担当)・副学長、大学院教授
有江力君、秋田県立大学教授・日本有機農業学会
会長谷口吉光君、株式会社金沢大地代表取締役井
村辰二郎君、有限会社大塚ファーム代表取締役大
塚裕樹君、以上四名の方々に御出席をいただい
ております。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げま
す。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席いた
だきまして、誠にありがとうございます。参考人
各位におかれましては、それぞれのお立場から忌
憚のない御意見を述べたいと存じます。

次は、議事の順序について申し上げます。

まず、有江参考人、谷口参考人、井村参考人、
大塚参考人の順に、お一人十五分程度御意見を
述べいただき、その後、委員からの質疑に対して
お答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は
その都度委員長の許可を得て発言していただくよ
うお願い申し上げます。また、参考人は委員に対
して質疑をすることができないことになっており
ますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、初めに、有江参考人、お願いいたし
ます。

○有江参考人 皆様、おはようございます。東京
農工大学の有江と申します。

まず、ちょっとだけ自己紹介をさせていただきます
ますと、私は現在、東京農工大学の農学研究院の
教授をしております。植物病理学研究室という研
究室を主宰しております。また、日本植物病理学
会の会長を二年前に務めました。また、農薬学会

の会員でありまして、農林水産省植物防疫の在り
方に関する検討会の委員をさせていただいており
ます。また、農林水産省の農業資材審議会農薬分
科会の委員もさせていただいております。また、
文部科学省のカルタヘナ法研究第一種使用に
おける意見聴取会、いわゆる組み換え生物の野外
実験に関する委員もさせていただいております。
海外における病害のパンデミックとか我が国の
侵入病害の検出に関わる研究、それから、実
際に、農林水産大臣の特別許可をいただきまして、
輸入禁止品、すなわち、土壌とか病原菌とか植
物を輸入して使用させていただいております。そ
ういう意味で、様々な面で植物防疫の関連部署に
は大変お世話になっております。

実は、お手元に送らせていただいたスライド、
これをお送りしてからこの分厚い改正の本をいた
だきまして、通常、私たち、学生に授業を行っ
ておりますけれども、大体、事前にスライドを渡し
ても予習をしてくるような学生はおられません
で、非常に基礎的なものを作ってしまったので、釈
に説法のようなスライドで大変申し訳ありません
けれども、まずお聞きいただいて、それから御質
問いただければというふうに思っております。

まず、一枚目のスライドを、スライドというか
一枚目を御覧いただきたいと思いますが、植物の
病害虫というのは間接的に人命に影響を及ぼして
います。これは、今、コロナウイルスは直接的に
人命に影響を及ぼしておりますけれども、植物の
病害虫というのは非常に間接的な大きな影響
を与えます。

例えば、この下の写真は、一八四五年から九年
にヨーロッパで蔓延しましたジャガイモ疫病によ
るジャガイモ飢饉、これで約百万人の方が亡く
なったというようなことを示すものでございま
す。北欧に始まって、広がっていったと

いうようなことになります。

右側のグラフ、円グラフでございますけれども、現在もまだ、実質生産できる量の約四五％程度、病害と害虫とそれから雑草害でそれぞれ一五％程度ずつ失われているというふうに言われています。その残りを食べているということになります。これから地球人口はまだ増えてまいりますので、この部分を増やす、すなわち、病害虫等のロスを減らしていかないといけないというように考えております。

百五十年ほど前にジャガイモ飢饉が起こっておりますけれども、言い方を換えると、たった百五十年前なんです。私ももう六十を超えていますけれども、その倍ぐらい、もう一世代前ぐらいにはこういう飢饉が起きていた。この飢饉がなぜ起きなくなってきたかという、下に赤字で書いてありますけれども、化学農薬とか品種改良、それから国際的な物流ですね、例えば稲が取れなかったら海外から輸入するというのを過去にもやりましたけれども、そういうことができるようになって解決をしてきているということになります。

次の紙を御覧いただきたいと思います。

これは、最近の植物病害のパンデミックの例を示してございます。世界地図がありますけれども、これは、パナマ病には二つのレースが、レースというか系統があります。青いのが昔からいる系統、そして赤いのが、今我々がスーパーマーケット等で買うことができるキャベンディッシュというバナナを侵す新しい系統になります。

この新しい赤の系統、台湾に数十年前に始まりまして、今フィリピンではかなりの面積がやられまして、日本でもバナナが食べられなくなるんじゃないかというところが話題になりましたけれども、大きな問題になっております。その後、オーストラリア、アフリカ等に広がりました。

我が国も、その対策として、例えばエクアドルからバナナを輸入するなどということをしており

ました。そういう方向にシフトをしようとしておりました。

中南米はバナナ生産の最後のとりでと言われていたんですが、このコロナ禍で余り目立ちませんでしたけれども、二〇一九年にコロンビアでとう新しいレースが発生しまして、そして昨年の四月、ペルーでパナマ病が発生したということになります。右側にありますナショナルジオグラフィック誌、ここにはバナナが絶滅への第一歩を踏み出したという記事が載っているというようになります。

一方、地球温暖化に伴って、バナナの栽培地域というのは少し北あるいは南に広がってまいります。地図では、このペルーがありますけれども、その上下に広がってまいります。日本でもバナナの生産が盛んになっておりまして、私の知るところでは、東北から北海道でもバナナが、温室を使ってすけれども、作られるようになっていっているというふうに言われております。

下の写真は、日本でも初めて沖縄でパナマ病が出たという報告、これは私どもがしましたけれども、真ん中が病原菌のカビになりますが、そういう報告をいたしまして、昨年は奄美大島でもこの病害が確認されているということで、現在その病原性などを解析しております。

このように、種子、バナナの場合には種子はできませんので苗ですね、それから人の国際的な移動、それから気候変動が病害虫を広げているということになります。

次の紙を御覧いただきたいと思えますけれども、二〇二〇年から二一年にかけて、国連のFAOが国際植物防疫年に指定をいたしました。日本でも、農林水産省が国際植物防疫年という日本語を当てて、その下にありますように、ワンヘルスという概念の中で植物の健全性を保つ、これが人の健全性につながっていくということで、植物検疫の強化などを行いました。

右側にある記念切手、私、この分野で記念切手が出たのを初めて見ましたけれども、植物防疫官

の仕事のこういう切手が出されております。

このIYPH二〇二〇の中では、戦略としての食料確保、今でも、例えばロシアのウクライナ侵攻によって小麦が価格高騰しているということから、やはり米をどうするかというような問題が生じてくるでしょうし、それから植物検疫、それから科学的な根拠と組み合わせる総合的な防除を行うこと、それから化学農薬の使用削減、これはみどりの法案等にも関係しますけれども、などが求められているということになります。

次の図を御覧いただきたいと思いますが、植物検疫制度というのは、大きく分けますと、三つに分けることができます。まず、輸入検疫、これは海外から病害虫が入ってくることを防ぐ検疫。輸出検疫、これは日本からの農産物を海外に持つていくときの検疫。そして最後が国内検疫で、国内で重要な病害虫が広がっていることに對するものということで、パンデミックを防ぐ非常に重要な役割を果たしているというふうに思っております。

右側にある写真はオランダの空港で球根が売られている写真ですが、オランダに旅行に行かれると、よく日本人が空港とかで球根を買って荷物に入れて持つて帰るのを見ますけれども、実際にはちゃんとサニタリーサーティフィケートというものを受けていないと持つてこれられないということになっていまして、そういうところを注意されているというふうに理解をしております。

下の例にエンドウ萎凋病というのが書いてございますが、これも我が国にはない病害ということだったので、農林水産省さんのお手伝いをさせていただいて、右側にありますような検出計を作りました。右側のフィールド二十八と書いたものは全部オレンジ色になっていまして、これは陰性なんです。下の四十九というのが一部黄色色になっていまして、これが陽性反応ということになります。この四十九番というフィールドがエンドウ萎凋病菌に汚染している。

これは、実はPCRを更に展開をしたようなLAMPという方法ですけれども、これをつくるだけでも相当大変なんですけれども、この技術をつくりまして、土壌の検診を行い、農林水産省の植物防疫所さん、それからその当該の地域に圃場の消毒を示唆をさせていただきまして、消毒をされた、その後三年間ほど発生が見られておりませんで、根絶に成功したという理解をしております。

一方、次になります。昨年度から、農林水産省の方で植物防疫の在り方に関する検討会というのを開催していただきました。

ここには、大学、それから植物防疫関連の協会、JAS有機生産者やその流通関係の方、JA全農の方、地方自治体、科学ジャーナリスト、農研機構の研究員など十二名が委員として参画いたしました。そこにありますように、五回に分けて、まず、植物防疫の全体の認識をし、それから、その中で病害虫の発生だとか駆除、蔓延防止等のことを議論をいたしまして、それから、三回目で輸出入の措置に関する議論をいたしました。中間論点の整理を六月三十日に行い、最終的な会議を三月の十一日に開催をいたしました。これで、これをもつて植物防疫法の改正の提案に一部つなげていただいたというところを大変ありがたく思っております。

例えば、侵入調査事業の実施など及び緊急防除の迅速化、早く、必要なものは防除しようというようなこと。

それから、防除に関する農業者への勧告、命令などの措置ができるようになるということ。

それから、植物防疫官の検査に係る対象、これは農機具、今までは種苗だけだったわけですがけれども、土壌が付着している農機具なんかも重要な伝染源になりますので、きちっとしましょうというところでそれを検査できるようになったり、あとは権限、荷物を開けていただくような権限を強化したりということをしていただいております。

また、輸出検疫体制の整備。これは、日本から農産物輸出、これから増やしていこうとしている

ところでございますけれども、その検疫をするのに、今までは全て植物防疫官がやっていただいておりました。それを、第三者の機関がやったものを植物防疫官が承認をするという形が取れるように、海外と同じような形にできるようにしていたのだいたということになります。

ここでは、やはり総合的な防除という観点から、多様な農業体系に適合した防除体系をつくっていくということが基本になっております。

最後の紙になりますけれども、みどりの法案の方にも関係しますが、総合的防除というものに関して、これは私の考えている立場から少し御紹介をしたいと思います。

総合的な防除、よくIPMというふうに呼ばれますけれども、これは、そこに書いてございますように、化学農薬、それから生物農薬、抵抗性品種など、どれか一つに依存することがなく、科学的な根拠、診断結果などに基きまして、経済的に成り立つ範囲で多様な方法を組み合わせて防除することを行います。

その結果、効果が相乗的に得られて、例えば生物農薬の効果が少し弱いところをほかのもので補完をして効果を上げていたり、人や環境への負荷の低減を併せて達成しようとするものです。安全で、消費者に信頼される農作物の安定生産に資するということがつながります。

内容的には、病虫害の確実な制御につながるような方法。それから、単に減らしましょうということではなくて、化学農薬もうまく使いながら農業生産に寄与していこう。それから、薬剤耐性、化学農薬を使い続けていますと耐性が出てまいりますが、その問題点を回避できる。それから、結果的には、化学農薬が特効薬のような形で価値が高まってくるということになります。それから、生物農薬などの効果や価値が高まる。それから、科学的根拠に基づいて防除することが必要であるということが起こってまいります。

ただし、欧州とは異なる、すなわち、欧州は比較的病害虫が出にくい気候ですので余り農薬を使

わないでもできるんですが、我が国の場合には、非常に湿潤で温暖だということから、病害虫が出やすい環境になっておりまして、しかも水田だということから、このIPMのやり方自体も少しずつ、少しは変えていかなくちやいけないかというふうに思っております。

以上、御説明申し上げましたけれども、私は、この総合防除に関しては、生物農薬の開発だとか、それから検出法の確立などを行っております。現に今も東京都の圃場を借りて生物防除の試験を行っているというふうなことをやっておりますので、植物防疫に関する御質問をいただければ幸いです。

以上になります。どうもありがとうございます。(拍手)

○平口委員長 ありがとうございます。

次に、谷口参考人、お願いいたします。

○谷口参考人 おはようございます。谷口です。拍手いただけるとは思わなかったので、緊張しております。

秋田県立大学の谷口と申します。

私は、日頃から、国会議員の方々が非常に厳しい環境の中で様々な難しい問題に御尽力いただいていることに感謝の気持ちを抱いております。まず、そのことに對して感謝の気持ちを表したいと思っております。大変ありがとうございます。

そして、このような機会をいただき、微力ながら国政に貢献する機会をいただきましたので、何とか頑張りたいと思っております。よろしく願います。

さて、私は、日本有機農業学会の会長を仰せつかっております。専門は農学ではなくて、文系の社会学という分野を専門にしております。ですから、今日これからお話しする話は、農業に特化せず、限らずに、広い社会全体の中で農業をどう見るか、その中でみどり戦略をどう見るかという視点からまとめさせていただきます。

それで、意見をまとめようと思ったんですけど、到底十五分ではまとめられないので、資料

を用意いたしました。

議員の皆さんはお忙しいと思いますが、十一項目にまとめまして、まず、論点といいますか、それを一行か二行でまとめたものを用意して、それに解説をつけるという形で資料をまとめました。

十五分の時間では全て説明することはできませんので、そこに書きましたけれども、今後、もし詳しい説明を御入り用の方は、メールをいただければ対応いたします。今回、私は野党側の参考人として出席しておりますけれども、このみどり戦略は与野党が対立するような法案ではないと思いますので、会派を問わず対応したいと思っております。

また、以下の意見は、非常に限られた時間で、ほぼ二、三日でまとめたものですので、私の誤解や誤りが含まれている可能性がありますので、その辺も御了承ください。

まず一番目、意見一です。みどり戦略は、持続可能な社会への転換という世界的な流れの中で捉えるべきと考えています。

これは、先ほど申しましたように、私が社会学という分野をやっているからこういう見方になるわけですが、ちよつとそこに書いてある三行の文章を読み上げます。みどり戦略がなぜこの時期に出てきたかを理解するには、その背景を理解する必要があります。みどり戦略の背景にあるのは、二十世紀の大量生産、大量消費社会が地球の限界におつかっているという危機感である。これをちよつと図に表してみましたがその下の図となります。

赤で右肩上がりになっていきますのが、今までの、二十世紀の成長主義といいますが、大量生産、大量消費の流れであります。それが、上の緑の雲で書いています、地球の資源と環境容量の限界にぶつかって、にっちもさっちもいなくなっているというのが現状だというふうに思います。

問題は、このような認識は、多分、委員の皆さんも共有していただけていると思うんですが、これを

どのような方向に向けていくことが根本的な解決になるのかということがあります。

私が考えたのは、下から二行目なんです。が、それに対して、世界中で持続可能な社会への転換が模索されている、持続可能な社会への転換は、図二のように、右肩上がりの経済から定常的な経済への転換として描くことができる。

二ページ目を御覧ください。

図一に描きましたように、赤で描いた成長主義、大量生産、大量消費はもう限界である、これも皆さん、薄々感じておられるかと思えます。では、それに代わってどうしたらいいかというのをこの図の右側にあります緑色の矢印で表しました。定常的な経済イコール持続可能な社会と書きました。

これは、これ以上、物質エネルギーを使わないという意味ですね。物質エネルギーをたくさん使おうとするから環境容量にぶつかってしまします。地球の限界にぶつかってしまします。人間の経済活動は止められないので、人間の経済活動はするんだけれども、エネルギーや物質をこれ以上使わない方向で進める。そうしますと、物質収支、エネルギー収支はゼロになりますので、それでも人間活動は続くということになりますので、こういった横に進むというイメージで表しました。

問題は、この定常的な経済というのは、今の私たちが暮らしている資本主義の社会と全く違う社会だと思えます。これは、話せと言え一時間も二時間もしゃべりますけれども、今日は時間がありませんのでお話しできませんけれども、かなり異質な社会だと思えます。ですから、今私たちが浸っている資本主義経済の中で想像することは難しいですね。

では、どうするかというと、この右肩上がりから定常的な経済につながる必要がある。それをこの真ん中辺の楕円の点々で描きました。右肩上がりから定常型につなぐ、これを、持続可能な社会への転換、キーワードは転換という言葉です。日

本語で転換という、普通の言葉なのでびんごないんですが、英語ではトランジションというふうに呼ばれています。その下に書きましたけれども、英語でサステナビリティー・トランジションという言葉が国際的によく使われています。この言葉がキーワードになると思います。

もう一度繰り返しますと、右肩上がりの経済から定常的な経済にどうしたら移行できるのか、その移行期の工夫をどうするかというのがトランジションのテーマだと思います。

下線のところを御覧ください。そう考えますと、みどり戦略は、持続可能な社会への転換の試みとして理解することができそうです。その意味で、世界で起こっている大きな流れに適合した政策として高く評価できます。これが私の一番目の意見です。

二番目。意見二、みどり戦略の使命は、農業関係者にしみついた化学肥料と化学農薬を使わなければ農業生産はできないという固定観念を払拭することであると書きました。

農業基本法以来、農水省は、農薬と化学肥料の使用を前提とした農業を推進してきました。そのため、農業関係者の頭には、農薬と化学肥料を使わなければまともな作物は収穫できないという固定観念がしみついていると思います。もちろん、研究者ですとか組織の上部の方は、そんなことはない、農薬を減らすんだということは理解していると思いますが、ごく普通の農家、普及所、JAの職員の中にはまだまだこの固定観念が強いと思います。ですから、この固定観念があるがゆえに、多くの農家、普及員、JAは、農薬や化学肥料に安易に頼る、依存する体質がしみついていると思います。

次のページをおめくりください。みどり戦略を実現するには、この固定観念を払拭する必要があります。四つの数値目標は、農業関係者にショックを与えて、意識改革と行動変容を迫るという意味では大きな効果があったと考えます。

私は、この四つの数値目標は、数値目標そのものにはほとんど意味がなくて、むしろ、これが農業関係者に与えたショック効果という点で評価すべきだと思います。農水省が突然、農薬と化学肥料を減らす、有機農業を広めると言ったあのショック、それによって、多くの農業関係者はこのままじゃいけないんだということを理解した、そこにもみどり戦略の意義があると考えています。それが二番目です。

三番目。農薬と化学肥料を前提とした政策を総括し、関係者への丁寧な説明が必要と書きました。

意見一では、みどり戦略は世界中で起こっている大きな流れに適合していると前向きに評価しましたが、反面、この政策は、農薬や化学肥料の使用を前提としたこれまでの政策を根本的に覆すという現状破壊的な性格も持っております。国、地方自治体、JAは、研究開発から普及、指導に至るまで、農薬、化学肥料の使用を当然の前提としてまいりました。それを一夜にして覆すような政策転換を実行する以上、農水省は、全国の農業者に対して、これまでの政策を総括し、なぜ変えなきゃいけないか、政策転換の必要性を丁寧に説明する必要があると思いますが、その努力が足りているだろうかという問題があります。

次の段落に行きます。しかし、私が見る限り、現在までのところ、農水省は、そうした総括や説明を行わず、有機農業をなし崩し的に推進しているように見えます。このままでは、全国の農業関係者には農水省への不信感が広がり、農薬と化学肥料の使用を当然とする従来の基準と、農薬と化学肥料をできるだけ削減するというみどり戦略の基準が併存することになり、二重基準、ダブルスタンダードの状態が起これると思います。

特に、熱心に農家に指導してきた普及員の方たちは、多分非常に困っているというふうに思います。つまり、今までは農薬と化学肥料をしつかり使って取りなさいと言ってきたものを、これから

減らしなさいと言わなければいけないわけですね。

この問題をどうしたらいいんだろうか。これをきちんと解決しないと、みどり戦略の着実な推進の障害になるのではないかと懸念いたします。これが三番目。

さて、四番目からは法案の中身に入ってまいります。ちよっと専門的な話になりますので、ここは簡単に済ませます。

生産力向上と持続性の両立という文言は曖昧で不十分だというふうに思います。

みどり戦略のキャッチコピーには、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するというふうに書いていますが、生産力向上と持続性の両立という言葉を使っていますが、これは曖昧で不十分だと思われれます。

私、法案を送っていたで見てたんですけど、私も、持続性の意味が法案の中で定義されておられません。法案の第一条に持続性という言葉は使われているんですが、ちよっと引用文は飛ばしまして、下線を引いたところだけ御覧ください。

「もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展」という言葉と、その次の「持続的に発展」という言葉、二か所しかありません。それ以外に、法案を全部見ましたけれども、「持続性の確保」、「持続性の高い」という言葉が数か所出てきますけれども、肝腎の持続性とは何かという言葉が第二条「定義」には出てきておりません。これは非常に問題だと思えます。

それ以外の使い方をちよっと見ますと、第三条を見ますと、「環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が不可欠である」と書いてありまして、ここでは、持続性の代わりに、環境への負荷の低減と言い換えられています。

これらを見ると、本法案では、持続性とは環境負荷の低減と同じ意味であると考えられているように思われます。しかし、持続可能性に関する国際的な定義を見

ると、これは非常に矮小化された定義だと言わざるを得ません。

例えば、E.U.のファーム・ツー・フォーク・ストラテジー、農場から食卓への戦略で、持続可能な食料システムの特徴としては、次のような説明が挙げられています。環境負荷がゼロ又はマイナスである。環境負荷を減らすのは、みどり戦略と同じです。しかし、その後には、気候変動を緩和し、その影響に適応する。生物多様性の喪失を逆転する。食の安全、栄養、公衆衛生を保障し、全ての人が十分な、安全で、栄養があり、持続可能な食にアクセスすることを保証する。こういった社会的な公正といったもので持続可能性の中に含まれているんですね。

ちよっと少し飛ばします。

このように、E.U.のファーム・ツー・フォーク・ストラテジーを見ると、持続可能性は非常に多面的な意味があるというふうに定義されているわけですが、本法案を見る限りは、持続可能性イコール環境負荷の低減と、非常に狭く定義しているように私には思われます。

もしこのような定義をするのであれば、次のページ、五ページ目の第二段落のところなんですけれども、国際的には時代遅れの認識として、みどり戦略そのものの評価を著しく低下させてしまっているのではないかと懸念されます。つまり、日本が、みどり戦略は生産力の向上と持続性を両立しますと言っているのに、持続性というのは環境負荷の低減だけを言っているのか、話にならないなというふうに思われるのではないかと懸念いたします。

ただ、これは私自身の短い時間で資料を読んだ感想ですので、間違いがあるかもしれませんので、どうぞ議員の皆さんには、今後、審議の中で農水省から正しい認識を引き出していただければというふうに思います。

意見の五番です。生物多様性創出という視点を盛り込むことを強く求めたい。これは有機農業にとって非常に大事なことなん

ですが、時間が大分なくなってきました、下線部
だけ読みます。

環境と調和した農業生産を目指すなら、生物多
様性の危機に対する対応が重要な方針として明記
されるべきだと思います。しかし、さつき言いま
したように、本法案には、生物多様性の創出とい
う言葉がほとんど、全く見当たりません。有機農
業と申します技術は、有機農業というのは、生態
系を豊かにして、その機能を発揮させることに
よって農業生産を行う農業ですので、生物多様性
を創出することは不可欠であります。

有機農業を推進するための法案の中に、どうし
て有機農業の基礎である生物多様性の創出が盛り
込まれていないのでしょうか。私は、非常に疑問
だと思っております。これが意見の五番目です。
意見の六番目。これは、これから対策を実施す
るに当たっては、有機農家と慣行農家の交流と協
力を促すべきである。六ページの一番上に書きま
した。

みどり戦略に有機農業を進めるということが書
かれていて、それは評価できるんですけども、
二行目の下線部です。みどり戦略が描く日本農業
全体のビジョンの中で、有機農業がどのような位
置づけになるのが明確になっていないというふう
に思います。

具体的に言うと、目玉政策であるオーガニック
ビレッジ事業とグリーンな栽培体系への転換サ
ポートという事業が二つあります。オーガニック
ビレッジの方は有機農業推進で、グリーンの方は
減農薬、減化学肥料の推進だということは説明は
分かります。ただ、この二つの事業を連携しな
いで行うのでしょうか。例えば、ある市町村で、
オーガニックビレッジもやるし、グリーンな栽培
体系もやる、つまり、ある地域の中で有機と減減
を両方推進しようとなったときに、これを別々に
推進するのでしょうか。みどり戦略を見る限り、
この二つの事業が連携するという視点は無いよう
に思われます。

しかし、皆さん御存じのように、有機農業は今
まで、地域の中で非常に少数派であって、変わり
者として見られてきました。片や有機農業を推進
し、片や減減を推進するということをしますと、
有機農家と慣行農家の間に目に見えない壁をつ
くってしまうのではないかとこのことを懸念いた
します。

みどり戦略に当たっては、有機農業だけを特別
な農業とするのではなくて、有機農業と減減と慣
行を一体として捉えて、地域農業全体を変えてい
くんだ、そういう視点が重要かというふうに思い
ます。そうしませんが、農家の中に不必要な対立
を持ち込みまして、みどり戦略の推進に障害にな
るのではないかとこのように思います。

七番目。有機農業はみどり戦略を導く指針の役
割を果たすべきである。これはちよと時間があ
りませんので、項目を読み上げるだけにいたしま
す。

八番目、七ページを御覧ください。有機農業と
いう言葉を再定義することを強く求めたい。

有機農業という言葉は、七ページ目の中から三
行目を読んでみます。有機農業とは何かと聞かれ
ると、一般的には、農業や化学肥料を使わない農
業という答えが出てきます。有機農業推進法でも
そのように定義されていますが、この定義は非常
に不適切だと思います。古くなった。確かに有機
農業は農業や化学肥料を使いませんけれども、そ
れが有機農業の本質であるというふうに誤解され
る弊害が非常に多くなっております。

そこで、みどり戦略を契機に、有機農業の定義
を見直していただきたい。具体的には、有機農業
とは、八ページ目の中段の下線部ですけれども、
生態系を豊かにし、その機能を発揮させることに
よって農業生産を行う農業というように言葉で定
義することを求めたいというふうに思います。
あとは、済みませんが、時間が来ましたので、項
目だけを読み上げます。
意見九、小農や家族農業の存続に特別な関心を
持つべきである。

意見十、消費拡大に有機給食は有効な政策だ
が、それだけでは不十分である。
最後、意見十一、ゲノム編集については、消費
者の知る権利を保障するために、表示を義務化す
べきである。

以上であります。

不十分なところは御質問の中でお答えしたいと
思います。

ありがとうございます。（拍手）

十ヘクタールの耕作放棄地を開墾しました。これ
は自分でも本当に二十五年間よく頑張ったなと
思っています。

〇平口委員長 ありがとうございます。

さて、有機農業を始めたきっかけですが、三十
三歳で家業である農業を継ぐと決めたときに、理
念をつくりたいと思いました。その理念、二つの
キーワードを掲げました。一つは、持続可能性、
サステナビリティー、もう一つは、生物多様性
に資する農業であることです。みどり戦略ができ
た後づけじゃないかと仲間と言われるんですけど
も、二十五年前に私が掲げた理念は持続可能性
と生物多様性です。

〇井村参考人 おはようございます。株式会社金
沢大地の井村辰二郎と申します。
先生方におかれましては、日頃から地域の農業
を応援いただき、感謝申し上げます。また、参考
人として国会の場でお話しする機会をいただき、
光栄であります。

この二つのキーワードから、持続可能で生物多
様性に資する農業とはどんなものかと考え、ヨー
ロッパの文献などを調べまして、そのときたどり
着いたのがオーガニック、有機農業でありまし
た。ですから、私にとって、有機農業は目的では
なくて手段、どうやって持続可能な農業をするの
かという手段として有機農業を選択したのだと
思っております。

私は、昭和三十三年生まれ、五十七歳ですが、
社会人一年目の娘と大学一年生の息子がおりま
す。大学の農学部を卒業後、三十三歳で脱サラし
て新規就農して、二十五年がたちました。
現在、石川県金沢市近郊の河北潟干拓地と奥能
登で、米、大豆、大麦、小麦、ソバ、ハト麦、野
菜、ブドウなど、水田を四十ヘクタール、畑地を
百四十ヘクタール、計百八十八ヘクタールの、大規
模と言われる経営をしております。

父親が長くやっていたいわゆる慣行栽培、この
農業を有機栽培に転換するときの最初のハードル
は、父親の説得でした。できるわけないだろう、
そんなの無理だ、無理だ無理だ無理だ、毎日けん
かです。半年かかりました。六月、父親と母親
を説得して、最後に父親が折れてくれました。そ
のときに父親が言ったのが、おまえの時代にな
る、おまえの経営の時代になるから、好きなよう
にやってみろ、失敗するかもしれないがチャレン
ジしてみろということで、父親と母親、農業一筋
で私を育ててくれた父親と母親に本当に今でも感
謝しております。

有機栽培に取り組むとともに、自社でみそや豆
腐、納豆、六条大麦茶など、有機農産物の加工品
販売にも取り組んでおり、輸出や農家民宿、レス
トラン、ワイナリーなど、農業の六次産業化にも
積極的に取り組んできました。

振返ると、始めた頃は、有機JAS制度もな
く、有機農産物の販路もなく、技術もありません
でした。国産原料の有機加工食品に関してはマー
ケットすらなく、自らマーケットをつくりたい
というように、作ることを、売ることを両輪として
成長してきました。現在は、少しずつマーケット

私が二十五年間、就農したときに挑戦したこと
は、一つは、有機農業に転換したということであ
ります。二つ目が、豆腐、みそなどの農産加工
いわゆる六次産業化をスタートしました。そし
て、耕作放棄地、周りにたくさんありました耕作
放棄地を開墾して、規模の拡大を図ってまいりま
した。私が二十五年間でやってきたことでありま
す。その結果ですけども、二十五年間で約百四

も広がってきて、可能性が広がってきていると感じております。

有機農業をしてきて、やってよかったということは、まず、食べてくださる消費者との関係性が深まって、消費者や流通から指名買いをいただけるような関係になってまいりました。マーケットインの発想で、消費者のニーズのあるものを作る、販路があるものを作る、この習慣が身につきました。

環境の面からは、団地化されてきた、この二十五年間有機農業を行ってきた私の農地では、生物多様性が豊かになり、生態系がよみがえり、自然環境が変わってきたのが実感できています。

二十年以上有機農業を行っていると、生物の多様性が育まれ、自然界の本来のサイクルによって生態系ができてくるのです。害虫もいます。しかし、益虫もいるんです。必要な益虫がいて、秩序が保たれていきます。自然界では、一つの種の独り勝ちはなく、全ての命がつながっています。結果、害虫だけが大量発生するということは、私の二十五年間の経験では、ありません。被害があっても、破壊的な被害が出ることもありません。

例えば、当農場の有機栽培の水稲において、カメムシの食害による被害粒は決して多くはありません。農場で導入している色彩選別機に通せば、農産物検査により一等の格付となり、品質低下とはなっておりません。

農業界は、やみくもに予防的な農薬散布を行うのではなく、地域や作物の実情に応じ、科学的な知見から総合的病害虫管理、いわゆるIPMなどが進むことを願っています。

さて、社会全体でもSDGsの認知が進み、それに伴って消費者の購買行動にも変化が出てきています。

現在、小中学校の授業でもSDGsを学習するようになりましたが、その子供たちが大人になって農産物を購入する立場になったときには、日本でも環境に配慮した農産物や加工品を選ぶような時代が来るというふうに信じております。今の小

学生、中学生が、まさにみどり戦略の目標に掲げた二〇五〇年には買う側になっているということだと思います。

この法案に対する評価です。

このように有機農業をやってきた者として、みどり法案に対する期待は大変大きく、関係者の皆様に本当に感謝申し上げます。また、この戦略では、調達、生産、加工、流通、消費者の輪をもつてスマートフードチェーンをつくるという構想や、十四の野心的なKPIを策定いただきました。このことも高く評価しております。

今後期待することは、一つは、やはり農業の持続可能性を高めるのは待ったなしということだと思います。

一枚のA4の資料を出しましたが、プラネタリーバウンダリーという図、農林水産省さんからいただいた図ですけれども、これを見たときに、私も本当に、持続可能な農業がなぜ必要なのかということがすごくずっと自分の中に入ってきました。仲間、農家に説明するときこの図を使っています。

一つは、種の絶滅の速度、生物多様性のことであります。そしてもう一つは、左下に伸びています、窒素、リン酸の循環。これは、不確実の領域を超えて高リスクの領域に入っているということ、私たち生産者はしっかり認識しなければなりません。

これに対して、KPIにありますように、化学合成農薬五〇％削減、これは生物多様性に大変効力のあるKPIであります。もう一つは、化学肥料の三〇％削減目標、これも、窒素、リン酸の過多であるということであるとか、一酸化二窒素に対するものであるというふうに考えております。

農業界にとつて野心的な数字ではありますが、地球市民の理解を得、日本の農林水産業の持続可能性を高めるためには、大変ポジティブな項目である、目標であるというふうに考えております。

緊急の課題として、みどり戦略は、今有機をやっていない九九％の生産者を対象にした戦略と

も言えると思います。有機農業の面積はまだ〇・五％から一％ぐらいしかないと言われています。つまり、みどり戦略に書いてあることは、残りの九九・五％の私たちの仲間の農家がどのように変わっていくか、マーケットインとして消費者とつながっていくか、そういう大きなテーマだと思っています。

更なる環境保全型農業に取り組む農業者、有機農業に転換する農業者、新規就農者にとつてやりがいのある、希望の持てる取組を応援することが重要です。また、近未来、そして長い時間を視野に生産性を上げていくこと、生産者、実需者ともにゴールを共有すること、そして結果として農業者の所得が向上すること、これが大事だと思います。

最近、私の仲間の若い農業者は、輸出や海外市場に販路を見出すことに希望を持っております。このように、地域のステークホルダーが建設的な意見交換、連携を行いながら、慣行栽培農業者、有機農業者、それぞれの立場で、化学農薬の使用削減など、戦略に書いてあることに地域で取り組んでいかなければいけません。重ねて、多様な農業経営者、その生産工程を認め合いながら、地域で連携していかなければなりません。

そして、消費者の目線に立つた流通、販売の仕組みをとっていくことです。買う人がいないと、作っても売れません。私が二十五年、苦勞してきたことは、作ってもマーケットがなかったということです。作るなら誰でも作れます。有機農業をして有機農産物を作るとは、チャレンジすれば可能です。ただ、それを買ってくださる人がいないと、その努力は無になってしまいます。

学校給食でありますとか、公共のグリーン調達、こんなようなことも議論していただきました。やはり、有機農産物の出口、消費者にどう理解してもらって、その優良性を認めていただいて、買っていただけるか、これは大きなテーマだと思います。買う人がいないと作っても売れない、マーケットインの発想が大事なのであります。

す。消費者の理解や動機づけ、これを是非応援していただければと思います。

特に、若い世代を中心に、SDGsの認知が急速に進み、環境への意識が高くなっています。

私が十一年以上前にドイツのトレードショーに出展した際に、世界中の国や地域が特徴ある有機農産物を生産して、オーガニック市場の国際的な広がりを知ることができました。日本からドイツのニルンベルクというところの有機見本市に出たときに、日本から出展したのは私だけでした。向かいにはタイ・プースです。タイは、二十種類以上の有機米を持ってきて、調理人が来て、農林水産大臣に当たるような方がスピーチをして、国を挙げて有機農業をするんだというコメントをしていました。

それから十年たちました。いよいよ日本もその挑戦を始めるときに来ているとも感じております。

将来、国内市場でさえ海外のオーガニック食品に圧巻される、このようなことがあるかもしれません。私たちの世代は、お百姓さんの苦勞も分かっています。日本の国産のものを食べるという習慣があります。国産のものを大切に消費しております。若い世代が本当に国産を選好してくれるのだらうか、私はこういう危機感すら持っております。オーガニックの方がいいんじゃないの、外国産のオーガニックの食べ物の方がいいんじゃないの、もしこういう消費行動が生まれたならば、私たちはそのマーケットに物を供給できるのか。そういう意味でも、国産の有機農産物はある程度の量を作っていく必要があると思います。

地域ぐるみの産地化、農産物のブランド化、有機等のファーマーズマーケットなども有効な取組だと考えております。一過性の取組にならないように、行く行くは誰もが気軽に有機農産物やその加工品を買うようにすることが大切です。

また、現在有機をやっている人からすると、競争の時代に入るとも捉まえることができます。日本のオーガニックマーケットは新しいフェーズ、

ステージに入っていくのだと感じています。

多様な幅広い消費者の支持を得るためには、有機栽培でも、生産性を高めて、買やすい価格にしていけることも大切です。有機農業を普及させるためには、優れた現在の技術の標準化、新しいイノベーションの創出なども大切な鍵となります。農業外のステークホルダーにも加わっていただいて、この技術というのをしっかりとつくっていくというのがこれから十年、これから二十年の私たち農業者の使命でもあるというふうに思っております。

最後になりますが、二十五年間、有機農業を行い、消費者、流通の方々と接し、情報交換してきて再認識できることは、農業は、単に食料生産のためのなりわいではなく、多面的な機能を持ち、多様な存在意義があるということです。

高齢化、労働力不足、価格の低迷、資材の高騰、自然災害や鳥獣被害、地域農業が抱える問題は多いですが、日本の農業が国民、消費者から支持を得、応援してもらうような産業であること、なりわいであること、そのために、私は、基本法にあるとおり、地域農業を牽引して、効率的かつ安定的な農業経営を行うために努力し、多様な農業の在り方として、みどり戦略にある環境保全型農業、有機農業を通じて消費者、生産者、流通加工業者等のスマートフードチェーンへ参画し、日本の農業を応援してくださる皆さんのために、未来の子供たちのために、持続可能な農業経営を実現させたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。(拍手)

○平口委員長 ありがとうございます。

次に、大塚参考人、お願いいたします。

○大塚参考人 おはようございます。

日頃より日本の農業のために様々な政策を打っていただいております先生方に、心から感謝と敬意を表します。本場にありがとうございます。

本日は、このような機会をいただきましたことをまた改めて感謝を申し上げて、私の発表という意見とさせていただきますと思います。

まず、私は、北海道の札幌から北東に二十七キロ、石狩平野のほぼ中心部で有機農業をやっております。私のひいちゃん福井県の永平寺の地域から入植して、私で四代目、今年、百九十年になります。

私が有機農業を始めた経緯ですが、初めは、二十歳のときに、水耕栽培で、農薬と化学肥料だけで安心、安全な農産物を作ろうということで実はチャレンジしまして、それが、ハウスの中に入って、アレルギーがあることが分かりまして、農業をやめるか農薬をやめるかという選択で、農業を使わない、無農薬栽培を二十一のときからスタートしたのが経緯であります。その後、平成九年に、仲間と、外食産業さんとの取引の中で、有機農産物を販売する販売会社を設立して、今に至っております。

大塚ファームの会社概要ですが、面積は十七ヘクタール、地域の平均面積が二十二ヘクタールなので、それほど大きな面積ではありません。そして、そのうち有機JASの認定が九・八ヘクタールで、五七％、有機でやっております。また、ハウスが今五十九棟ありまして、今年度、六十一棟に増やす予定をしております。また、農福連携も行っております。一番多いときは三十名のハンディキャップを持っている方々に、ミニトマトの収穫などをやっていただいております。また、地元の農協と一緒にグローバルGAP米を生産して、頑張っております。

それでは、様々な活動は時間がありませんので割愛させていただきます。本題のみどり戦略に對しての賛成点から入りたいと思います。

まず、一番、二番の、有機農業の推進、そして減農薬、減化学に関して、都道府県が認定して、税制優遇若しくは融資の優遇措置を得るということとは、私は画期的な政策だと思っております。補助金は、集めるのにもお金がかかりますし、配るのにも時間がかかります。また、税制優遇は平等です。これを推進していただけることによって、非常に取り組みやすい政策だと、私は賛成しております。

ります。

次に、三番の園芸施設の化石燃料ゼロです。

これはデンマークで行われていますが、麦殻を燃やして発電しているということがあります。また、日本でも、もみ殻を圧縮して炭を作って、それを燃料にするような取組も実際に行われておりまして、こういったバイオ燃料を積極的に活用するということは、私は必要だと思いますし、また、最近、プラスチックのリサイクルの問題が起きている。ですから、プラスチックのチップ燃料をこういった農業の世界で活用させていただいてやるのが、私はカーボンゼロにつながっていくのではないかと期待しております。

そして、四番のフードロスです。

日本は、海外から農産物を輸入している量と同じぐらいを廃棄していると言われてるぐらい、非常に食品残渣が多い国です。私は、平成十一年より、外食産業の生ごみのリサイクルをずっとやっております。二か月に一回、レストランに行つて生ごみを持ってきて処理をしています。例えば、これは産業廃棄物の問題ですけれども、うちが札幌の食品残渣を百十一年間受け入れて、それを堆肥化して有機肥料として使う、そうすると、この百十一年に対して約四百萬円の処理料が所得として入ってきます。ですから、こういうような地域循環、そして農家にきちんとお金が入るような仕組みがもしできれば、私はこのフードロスは可能ではないかと思っております。

五番目の農地での再生エネルギーの活用。

今回、大阪の農業ウィークでも出ていたんですが、今は垂直型の太陽光パネルが開発されました。これを南北に垂直でパネルを設置すると、両面で発電します。そうすると、非常に効率のいい発電が実現できますし、垂直でのパネルなので、農地が陰にならないんですね。ですから、こういうことも、私は、もう今ドイツでは進んでいます。日本でも可能だと思えます。そして、我々のこの発電を、消費者やまた有機農業を推進する方々に電力を買っていただくということも、私

は、補助金から、まさに電力の所得を農家が得ていくということにつながるというふうに期待しております。

そして、六番。

先ほども言われていましたように、今回、農水省は有機農産物を買っていただける人たちを、ネットワークを構築するというところで、非常に画期的な取組だと自分は思っております。実は、有機農産物は二割から三割高いという問題があります。私は、このネットワークが何らかの形で、有機農産物に例えばシールという形で、広告として例えば三十円、貼ることによって安くすれば、ハウレンソウが同じ値段で売れるような仕組みができると思っております。ですから、補助金やそういったことに頼らないでも、有機農産物を民間の力で安くできないかというようにも期待しております。

続きまして、みどり戦略の課題点を整理しました。

まず一点目。

やはり日本の子供たちに安心、安全な有機野菜を学校給食に活用するという目的というかビジョンが組み込まれておりません。

そして二番目。

学校教育現場での国産志向、食料安全保障の観点、教育の場面で弱いと自分は考えております。今、小学校では、北海道が平均で三千万借金があつて、本州は平均一千五百万借金があつて、いまだにはほとんど便所で、花嫁不足で大変だという教育をしています。それで農業に夢を感じないと思うんです。ですから、まさに子供たちの現場に日本の農業の大切さを訴えてほしいと思っております。

三番。

私は、百十年の歴史のある岩見沢農業高校のPTA会長を今、仰せつかって活動しています。日本は農業とバイオ系の大学が非常に弱いというふうに感じております。今、私が二十何年前にアメリカのシリコンバレーに行ったときに、まさにパ

イオベンチャーがアメリカではすごい伸びていました。アメリカでは、とにかく、バイオ、農業系の大学を卒業すると非常に就職が有利だと言われている。もともと農業とバイオに国の予算を投資して、優秀な人材を育てていくような仕組みが必要で、また、企業も、工業ではなくて、まさに種から育てていく農業という世界を、やはり雇用として受け入れてほしいと思っています。

そして、四番なんですけど、とにかく、今、農産物が安い。

コロナ禍ということもあります。しかし、この価格では農業はやっていけません。ですから、私たちは、国の政策に乗っても、消費者の意向も一〇〇％聞きます。何とか再生産価格で買っていただけの仕組みをつくっていただいて、農家がもうかる仕組みをつくっていただいて、そして農家がきちんと法人化して、ちゃんと給料を払って、社会保障をつけて、そして息子たちにつかりとした給料を払える仕組みにしたいかと、私は持続可能な農業は不可能だと思っています。

六番目です。

有機農家は、北海道でも四百軒しかいません。百七十九市町村ありまして、一つの町に平均で二人いません。ですから、有機農業者を団地化して支援するということは非現実的な状況ではないかと思っております。それよりも、先ほど言われたとおり、都道府県レベルでこれをどう推進していくかという議論をしていかないと、有機農業者が変に孤立してしまうというふうに思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

七番目。

有機農産物は、価格が高い以上に、物流コストがかかります。物が少ないので宅急便で送ります。例えば、私は、有機大根を一本九十円で沖縄に送っています。その一本の大根に百四十円の運賃がかかっています。そして、末端で四百四十円で売っているんです。ですから、そういった物流コストがかかります。それを支援するための商

工業者への税制優遇も必要かと思っています。続きまして、みどり戦略に対しての要望をまとめました。

一つは、環境保全型直接支払いです。私も、今、年間百二十万円ほどいただいております。それを活用して有機JASの認定に使わせていただいております。そういった形で、この環境保全型直接支払いの拡充を私は期待しております。

次に、今後、有機農業を進めていくことに当たり、スマート農業の推進、また、有機農業にイノベーションを組み込みたいということがありますが、そのために様々な支援がされると思います。私には様々な取組に対する加算を増やしてほしいと思っています。今現在、農水省の補助金は、ほとんどが面積拡大が一番の大きなポイントに加算されております。しかし、面積をどんどん拡大すればもうかるというわけではないんです。まさにその辺を考慮していただいた政策に転換すべきでないかなと思っています。

続きまして、三番です。水活の問題です。

有機農産物は、有機JASを取るのに三年かかります。そして、三年やつかかっているから、また三、四年、例えばサツマイモを作ります、その後、有機のお米を作る、有機の飼料米を作る。しかし、これを何年も続けていくと草がひどくなってしまうんですね。そしてまた畑に還元していくというところで、五年という形では到底不可能な状況です。これも地域の実情に合った形に変えていただきたいと思っています。

また、最後に組み込んでいっているんですが、有機農産物を学校給食に使ってほしいという願いがあります。

そして、最後になりますけれども、セカンドロゴマークを、私が四十歳、入植して百年のときに作りました。「はじまって百年。そして二百年へ。」私たちは、皆さんの孫、ひ孫の代まで有機農産物を生産します、そのために三人の息子たちに

農業を継がせようという目標を立てました。農業だけは特別です。誰かがやらないといけないんです。日本の農業がアジアで恥ずかしい農業にするために、先生方の是非ともすばらしい政策をお願いして、私は終わります。

本日はありがとうございます。（拍手）

〇平口委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

〇平口委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。野中厚君。

〇野中委員 自由民主党の野中厚でございます。

本法案は、持続性そして生産力向上の両立、大変難しいテーマであります。印象としては、現代、そしてこれから未来の技術をもって以前の農業に回帰していく、そのようなイメージを持っております。

その理由はなぜかということで、時代の潮流に遅れることなくルールメイキングに参画していきたいという理由であれば、これは誰も納得してくれないと思うんですね。やはり、消費者、生産者、事業者、地方公共団体の役割をそれぞれ説明をして理解していただく、そのために国がしっかりと動いていかなきゃいけないと思いますし、負担が過度にかかり過ぎないように国が支援していくべきだということに思っておりますので、是非、その点も含めて、四参考人の皆様方にお聞きしていきたいというふうに思っております。

まず、有江参考人にお伺いしたいと思います。農業は、自然災害、そして気候、そして病害虫との戦いだと思っております。私の地元でも、クビアカツヤカミキリとかジャンボタニシで農業の被害が出ています。

先ほど参考人の御説明もいただきましたけれども、人、物の動きが増えている、そのことによつてリスクが高まっているので、国内に侵入させない、そして侵入しても被害を拡大させない、そして国外に出さない、そうすることによって、先ほど四五％と言われておりましたけれども、病害虫による被害を抑えることで損失を抑えていくんだということでありました。

そして、今回の法案の、植物防疫法の改正法の取組の中で、総合的な防除の仕組みをつくっていくということでもあります。

その経緯としては、やはり今までのとおり農業に頼っていくと、耐性を身につけて、今後防除できなくなるので、今のうちにやっていかなきゃいけないということでもあります。

しかしながら、耐性を防除薬剤について身につけていくんだという、理解している農家の方はどれぐらいいらっしゃるのか、現在。

それはなぜかといいますと、先ほど谷口参考人もおっしゃられました、やはり農家の多くの方は、安定的に農産物を生産するためには、農業の適切な使用は不可欠だというふうに思っています。取り組んでいらないからです。

そして、有江参考人の著書の中にも、食味や生産量を重視し育種を重ねていくと、元来植物が持っている防御機構を弱め、病気が起きやすい状況になっている、これも知らない方がいらつしやると思うんですね。

そういった方々に、今後、二〇五〇年には化学農薬の使用を五〇％減らしていくんだということかどうか、このことは、IPMの、今、一三・七％でしょうか、この導入のアップにもつながると思うんですが、御所見を伺いたいと思います。

〇有江参考人 どうもありがとうございます。主に二つの観点かというふうに思います。

一つは、現在、我々が食用としているような植物というのがどういう植物なのかということだというふうに思っております。

例えば、映画とかでもよく出てきますけれども、昔のトマトは青臭かったというような話がよく言われます。でも、今のトマトはそういうこと

がなくて、元々赤くておいしいんだと。これは、基本的には、我々が子供の頃から今までの間に、短い期間で行われた品種改良の結果だというふうに理解いただければと思います。

例えばトマトでいえば、木熟というのが出てきたのが一九八〇年ぐらいで、木の上で赤くなつてから収穫をしても壊れないトマトというのが出てまいりました。これは日本の育種業者の技術もすごいところですが、アメリカは遺伝子組み換えで、フレイバーセーバーという壊れないような、腐らないようなトマトを作ったんですけれども、日本は普通の育種でそういうものを作ってきたという歴史がございます。

これは別にトマトに限ったことではなくて、例えば稲であつても何であつても、我々にとつておいしい、我々が求める品質を求めた結果というふうに御理解いただければというふうに思います。

我々にとつておいしいということは、単純ではありませんが、やはり病害虫に対しても弱くなつていくということになります。ですから、例えばトマトでいうと、やはり菌と戦うための物質を作っています。例えばトマチンという物質がありますけれども、その生産量が下がつてくると、味覚的にはおいしくなつてまいりますが、逆に言えば、病害虫に弱くなつてくる。それは、我々が求めるところを育種会社が実現したという事で行われているものだというふうに思います。

ですので、我々が食べている植物は基本的には自然なものではありませんので、ただ単に昔の方法、自然に戻すだけでは、通常の収量というのは得られないんじゃないかというふうに思っております。

それから、もう一つの耐性菌ですが、これは、ある同じようなメカニズムを持った薬剤をずっと使い続けると、そのメカニズムに対して耐性が生まれる。これは遺伝子の変化等によつて起こるんですけれども、そういうことでございま

す。

これをいかに生産者が、今の生産者はかなりそういうことを御理解いただいていて、やはり昔から農協の方が、同じ農業は使わないでくださいというふうな話をしていたんですが、ここにも裏がありまして、同じ農業を使わないときに、同じ成分のものでA社とB社から違う名前のものが出てくるのを使い続けると全く同じことになってしまふんです、やはり同じ成分、同じメカニズムのものをを使い続けられないことが重要になっております。

これに関しては、日本農業工業会等が耐性菌を出さないための仕組みをつくつていまして、どういう農業がどういうメカニズムだということで番号をつけております。最近、我が国の農業にもその番号を振られるようになってまいりましたので、多分、農協の方は、農業を使う場合ですけれども、同じ番号のものは連続して使わないというふうな工夫をしてくださという指導はできるようなつてきていますので、次第に、そういう意味では農家の方も勉強していただいて、そういうことを御理解いただけるようになっていくというふうに思っております。

○野中委員 更に理解を深めていかなければならないというのと、やはり総合的な防除対策にかじを切るといえば、今、就農者数も減っていますし、高齢化が進んでいる中、労働負担も伴うものであろうというふうに思っておりますので、その辺については国や都道府県がまた支援をしていかなければならない点かなというふうに思っております。

続いて、谷口参考人と井村参考人にそれぞれの立場で伺いたいと思うんですが、目標設定の数値についてですね。

EUは二〇三〇年二五%、そして、日本は二〇五〇年二五%。これだけを見ますと、非常に、二十年も遅れているじゃないかというのを考える方はいらっしやると思うんですが、ただ、気候も違います、そして、先ほどお話をありました有機

農業の農業者数というの也非常に低うございます。

その中で、この二〇五〇年二五%という数値目標、そして、化学肥料三〇%減、化学農薬五〇%減。今、緊急事態とはいえ、化石燃料にも補助金を出しているというのが日本の現状であります。その中で、この目標に向かつてやっていくという数値目標について、そしてまた、目標を達成するためにどのような取組を行うべきかということそれぞれお伺いしたいと思ひます。

○谷口参考人 御質問ありがとうございます。先ほどの私の資料に書き込んでありますので、また御覧いただければと思います。資料の三ページ目の三行目から四行目にそのことを書いておきました。

私は、四つの数値目標は、ここにも書きましたが、でも、農業関係者の意識を大きく変えたという意味で効果があつて、それでいいとするべきだと思ひます。先ほど井村さんやそれから大塚さんがおっしゃったように、有機農業に取り組んでいる方はすごくやる気になったとおっしゃいましたよね。それでいいと思うんです。

この数字自体は、ほとんど意味がないと思ひます。なぜならば、例えば農薬の使用量を五〇%減らすという目標ですけれども、なぜ五〇%なのか。私は、この目標は、EUの数値を横から引つ張つてきて引き写したものだと思ひます。つまり、もし本当に実行可能な農薬の削減量を考えるのであれば、もっと積算が必要ですね。でも、みどり戦略を策定するまでの非常に短い時間の中で農水省がそれをやつたという形跡は、私の知る限りはありません。ですから、農水省は、EUやほかの国の政策を参考にしながらこの数値をつくつたと思ひます。

ですから、これをKPIで管理するというのも私はふさわしくないと思ひます。この目標は、あくまでも非常に高いものなんだということが伝わればいいんだというふうに思ひます。これを、このままその数値目標を達成すれば

ロードマップがいくというふうなものではないと思ひます。それについては、資料の六ページ目から七ページ目に書いたところなんですけれども、七ページ目を御覧ください。

私が先ほど申しましたように、みどり戦略がやろうとしていますのは、今までの成長志向の、生産力向上一辺倒だった日本農業が、持続可能な状態、経済、農業に転換するという非常に難しいトランジション、転換のプロセスを歩むことだと思います。

このプロセスは、決して一方方向に、あるいは段階的に進むとは到底思いません。先ほど大塚さんがおっしゃったように、実際にJAS有機を取つて、それから輪作体系にするまでに五年も十年もかかるとおっしゃいました。それも、必ず五年たてばなるわけではありません。気候が変わればまた変わつていきます。非常に不確実なものであり、かつ、蛇行的といひますか、紆余曲折を経るものであります。

ですから、そのような難しい課題をKPIを使って進行管理をするということ自体が、本音を言えば、ナンセンスだと思ひます。

では、どうすればいいのかという、七ページ目の三行目から読み上げます。

私は、みどり戦略は持続可能な社会への転換の第一段階だと考えています。これまでの農業の常識を覆す四つの数値目標を打ち出して、農業関係者の意識改革と行動変容を起こすことができれば、第一段階の目的は達成できたと言つていい。しかし、それだけで終わりではない。みどり戦略を持続可能な社会への転換の第一段階と位置づけたとして、第二段階以降はどうなるのかという問題がある。強力な規制によつて生産力向上に歯止めをかけることができたとしても、それだけで農業者や農業関係者を定常的な経済に向かわせることはできないだろう。

むしろ、行き場を失つたエネルギーは、期待したのとは違つた方向に迷走する危険性がある。例えば、スマート技術とのつながりを強調し過ぎれば

ば、持続可能な技術体系に転換するという目的が忘れられて、センサーやドローンやロボットの買入が目的になってしまおうという危険性があります。

第二段階の課題としては、定常的な状態に向かうための指針を設定することであると思います。そのための指針とは何かというと、いわゆる進行管理をするようなインディケータという指針ではなくて、未踏の原野を開き進み進むための目印のようなもの、つまり、こっちに行けばいいよというような目印になるもの、あるいは目指すべき目標のようなもの、これに向かつていけばいいと教えてくれるナビアプリの目的地のような機能を果たすものであります。私は、有機農業がみどり戦略を導く指針になり得ると思っています。これ以上の説明は、そこに書きました論文に書きましたので、後で御説明を読んでもいただければと思います。

ありがとうございます。

○井村参考人 野中先生、ありがとうございます。

先生からの質問は、三つのKPIに対する農業者としての印象といいますかと、どうやればそれが実現できるかという二つだったと思うんですが。

まず、KPIについてなんですけれども、SDGsの勉強とかを私もするんですけども、やはりバックキャストिंगするという考え方がとても重要だと思っていて、今あるものの積み上げで、何年後にどうなっていくかということではなくて、先生も御存じのように、二〇五〇年に高い目標を立てて、それを実現するためにどうやっていけばいいんだろうか、そういう考えは農業者にも必要だと思っていて、私が八十五歳になったときに二〇五〇年だと思ふんですけれども、そのときに達成できているかどうかというのはこれからの私たちの頑張りということだと思うんですけれども、やはりそこに高い目標を掲げてバックキャストिंगすることとはすごく

ポジティブな作業になると思いますので、私は、この二五％というのは大変いい目標だと思っています。

化学肥料と化学合成農業に対するKPIも全く同じような考えであります。

それで、具体的な対策なんですけれども、まず化学肥料なんですけれども、例えば耕畜連携、まだ未利用の畜産の排せつ物がたくさんあります。あと、食物残渣、これも未利用なものがたくさんあります。こういったものを循環、代替の肥料として使うような仕組み、そういったものができていけば、日本は大変多くの窒素、リン酸、カリを、食べ物も含めて輸入しているわけですから、これをキーワードとして、耕畜連携であるとか循環型の農業ということで、化学肥料というのは、とても目標としては可能性があるんじゃないかというふうに感じます。

もう一つ、化学合成農業についてですけれども、病害虫に関して言いますと、やはり先ほど有江先生がおっしゃったように、IPMだとか、今まで結構予防的に使っているシーンがたくさんありまして、それをエビデンスを基にしっかりと効果も検証しながら減らしていくということは、地域、作物に応じてこれからは努力できることじゃないかと思っています。

それともう一つ、有機農業でも減農薬でも一番大変なのが雑草の問題であります。

雑草に関しては、物理的な除草というのが手段としては有効かと思うんですけれども、日本にはまだ有機農業とかそういうマーケットがないので技術革新は進んでおりませんが、世界中でいろいろな機械が開発されておりまして、例えば、センサーを使って雑草を見て、それをロボットが除草するような技術だとか、レーザで焼いていく技術だとか、先日、私もびっくりしたのは、デンマークの技術で、GPSを使って、太陽光を積んだ無人の機械が種を植えていくんですね。その種を植えた場所を記憶して、今度はそれをもう一回、同じ機械で物理的な除草をしていく、こういう

う機械まで開発されています。

ですから、この機械がいろいろかかは別として、日本の技術力、あと、研究者の皆さんと一緒に新しい技術を開発していくというのは、除草にとつては大変可能性があるというふうに思っております。

ありがとうございます。

○野中委員 ありがとうございます。

まず目標を立てたということを評価するというところであります。目標に向かってポジティブな活動、行動を起こせるということも分かったところであります。目標にこだわり過ぎることで現役世代に過度の負担がかかる、そもそもの持続可能性を損なわれますので、その点について理解をしたところであります。

学校給食についても聞きたかったんですが、これは、機会があれば後ほど、また後日教えていただきたいんですが、地産地消や、また食育、そして消費者の理解を深めるためにも、やはり学校給食の有機化というのは必要で、そのためには、やはり基礎自治体の首長の存在は大きいと思います。ただ、販路を確保している首長というのは、都道府県は六割ですけれども、市町村では四割というところで、首長の理解を深めていくというのは大切なことだというふうに思っております。

最後に、生産者の立場からお二人、大塚参考人を含め、井村参考人にお聞かせいただきたいんですが、お二人とも有機JAS認証を取得されております。有機JAS認証を取得すると、オーガニックとか有機というのが表示できるというメリットがあります。一方、事務負担とか手続のために十万円かかる。

それを、表示できるというメリットが超えないから、この有機JAS認証取得数が増えていないのか、増えていない理由と、また、増やすための取組についてお二人にお聞かせいただきたいと思っております。井村参考人と大塚参考人にお伺いいたします。

○井村参考人 ありがとうございます。

私は、有機JASは、施行されて最初から取得しております。

私の場合、ある程度大規模にやっておりますので、近く、地産地消というよりは、むしろ消費地に向けて物を送っておりますので、その優良品をしっかりと認めてもらうという意味で、まず、基準があるということと、第三者が客観的にそれを監査する、この仕組みは合理的かなと思っています。

ただ、有機農業は、三者認証ではなくて二者認証でありますとか、地域で、食べる人と作る人が認証し合うという仕組みもできておりますので、必ずしも有機JASだけが全てだとは思っていません。ただ、私のようにある程度大規模にやったりとか、あるいは輸出までやりたいというような、そういう経営体にとっては、この認証の仕組みというのは必ず必要で、これは責務だと思っています。

あと、費用負担だとか、そういう事務的な負担があるということを言いますけれども、今、GAPなんかもできておりまして、これとほとんど全く同じような仕組みで、やはりちゃんと履歴を残していく、トレーサビリティでできる、これは、有機農業にかかわらず、全ての農家の私は責務だと思っていますので、宮沢賢治先生もちゃんと記帳をやっておりますので、そうやって見ると、記帳するのが面倒くさいとか、コストがかかるという、それも分かるんですけども、これからの農家の安全、安心で履歴のしっかりした生産物を作るとして、これは、有機にかかわらず、全体がやっていくべきことだというふうに捉えております。

○大塚参考人 ありがとうございます。

私も、一番最初から認定を取っています。これは、日本で初めて農家が権限を与えられて、僕が有機JASシールを貼ると有機になるという画期的な法律なのです。ですから、皆さんは、きっとそれを分かっているんじゃないかと思うんですよ。

ですから、本当に有機農家が、しっかり自分のやっていることを保証してくれる制度なので、私は、これは活用すべきだとみんなに言っていますし、ただ、問題は、お客さんは、このJASマークがついていると簡単なんですよね、説明しなくていいので。ですから、有機JASがあることによって流通がしやすいというのも現実なんです。ですから、その辺のコストを今環境保全型の部分でいただいていますので、私は、この補助金をきちんと活用して、JASを取るということを整理していただければ、広まると信じています。

○野中委員 ありがとうございます。

本委員会での審議があり、そして、本法案があったからこそ、二〇五〇年に持続可能性の農業が達成され、そしてまた、生物多様性が守られ、環境負荷が少なくなったということを期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

今日は、参考人の皆様、ありがとうございます。

○平口委員長 次に、庄子賢一君。

○庄子委員 公明党の庄子賢一と申します。

参考人の皆様、今日は大変にありがとうございます。非常に示唆に富むお話で、勉強になりました。

その上で、まず冒頭、有江参考人にお尋ねをさせていただきますというふうに思います。

今回のみどり法につきまして、昨日、我が党の稲津理事からも、総論、これにはみんなが賛成だ、各論はいろいろ課題もあるけれども、しかし、その課題に向き合って乗り越えていかなければいけないという趣旨の発言がございました。私も同感でございますけれども。

先生は、いわゆる植物防疫の専門のお立場から、先ほど、冒頭の資料では、約四五％が病害虫等で農作物が失われているという傾向があるという御指摘があって、大変大きなショックを受けました。

この植物防疫というお立場から見ても、今回のこのみどり法の課題や、あるいは重要性、必要性と

いうことについての見解をまずお尋ねをしたいというふうに思います。

○有江参考人 どうもありがとうございます。

総合的な防除というのは、様々な、要するに、一つに頼らないでいろいろな方法を使おうという方法で、やはり現在広く使われてきた農業、化学農業ですね、これは非常にいいところがあって、微量で効く、それから安価であるというような利点がありました。

これを、例えば、先ほど雑草のところにあてたように、人力に置き換えるとなったときに、それは、農業を使うよりもかえって値段が高くなる。あるいは、機器でもかなり高いものだというふうに思っております。

ですので、このところをいかに整理をしていって、例えば、普及することによって値段が下がっていくというようなことがあれば、使えるようになるんじゃないかと思っております。

例えば、総合防除で、一つ重要な使える手段であります生物農薬という、要するに、生きた生物をそのまま使って、農薬として使うという方法がございまして。これは、当然ながらJAS有機でも使えるんですけれども、これが普及し出したのが大体二十年前になります。ただ、現在のところ、まだ生産量で〇・五％、それから出荷量で一％超えぐらいなんです。ということは、値段も倍ということなんです。

私は、先ほど申し上げましたように、生物農薬をやっていますので、やはり生物農薬をいかに効果を高め、いかに使っていたかのような形にするかというところが重要だというふうに思っております。

ですから、総合的な防除というのは、一つの方法によらない、様々な手法を併せて使う方法ですけれども、それぞれがやはり経済的に成り立つようなバランスを取って、農家の方が使えるような手段になっていくということは必要なんじゃないかなというふうに思っております。

○庄子委員 ありがとうございます。

今度は、実際に有機の生産に長く関わってこれております大塚参考人に、生産者の立場でお伺いをしたいというふうに思います。

いわゆる化学農薬あるいは化学肥料によらない有機農業、この有用性等について、例えば、地下水、環境への負荷、あるいは人間の体への影響、生態系への様々な悪影響など、あるいは薬剤耐性の問題もございしますが、こうした観点を踏まえて、生産者というお立場から、有機農業、今回のシステムの有用性について改めてお伺いをしたいと思います。

○大塚参考人 ありがとうございます。

まず、先ほど言われたように、農業は、卵に効く農薬、幼虫に効く農薬、成虫に効く農薬、それらを展着させる展着剤、それに殺菌剤、これをかけるわけですね。

ですから、先ほど農業は安いと言っていました、ベトナムで今六千円、七千円、八千円します。約百ヘクタール規模で一般の農業をやっていますと、一千五百万から二千万の農薬代がかかるわけです。ですから、農薬を半分にするということは、まさに自分の利益なんです。ですから、そういう意味では、北海道の大規模な農家は全員やっています。

ですから、農薬をいかに減らすか、そのために様々な取組をしていくわけで、そこで、今、トラクターにカメラをつけて作物の様子を見たりということ、農薬を減らすということは、まず農業者にとって一番メリットがあることだと思えます。

次に、影響です。

これは、昔、蜜がいきました、私の地域にも。ドジョウもいました。全くいなくなりました。それで、どんどんどんどん虫がいなくなっています。逆に、我々の有機の畑は、どんどんどんどん虫がいて、カエルがいて、バッタがいて、鳥がいるんですね。先ほど、僕は芋も作っているんですが、北海道には、芋虫というのはいなかったんですよ。サツマイモに芋がつくんです。

ね。そうすると、カラスとか鳥が来て、その虫を全部食べてくれるんです。

ですから、何となくバランスよくやっている、非常にメリットが出てきているという実感があります。

○庄子委員 ありがとうございます。

それで、今のお話に関連するかどうかあれですが、先ほど谷口参考人が御指摘をされた中で、非常にいいところがあるがございました。

有機農家の方と慣行農家の方の交流という御指摘でございまして、このみどり戦略の成功の秘訣の一つ、鍵の一つとして、区別せずに一緒にやって地域農業をつくっていくという、そうした連帯感を生み出していく必要があるという御指摘があつて、私は、なるほどなというふうに思っております。ありがとうございます、その御指摘を踏まえて大塚参考人に伺いたいと思います。

現状、今、北海道でやりになっているお立場で、こうした慣行農家の皆さんとの連帯感あるいは一体感というんでしょうか、こうしたことの醸成について、何か事例や、あるいは課題と思われるようなことがあれば、伺いたいと思います。

○大塚参考人 ありがとうございます。

昔、「北の国から」ということで、有機農業をやったら、何か知らない間に誰かが農薬をまいたみたいに、あるんですが、皆さん、虫になつてもらった気持ちでいると、有機の畑から農薬の畑に虫は行かないですね。農薬のかかっているところから有機の畑に逃げてくるんですよ。ですから、どっちかという、僕は逆の発想でやっていますけれども。

ただ、やはり僕はありがたいのは、農薬が、残留農薬の問題が非常に叫ばれて、要するに、人の畑に農薬がかかることを、すごく規制になりました。それが本場に今地元で浸透しています。周りの畑に、人の畑に農薬をまっちゃいけないんだという形が今浸透しました。

昔はそうじゃなくて、一斉防除ということで、一斉に全部防除したんですね。僕は、地域で駅伝

大会があつて、夜、粉の防除をして、走つていたとき、ぜんそくが出て死ぬ目に遭いましたけれども、それぐらい昔は徹底して防除をやつていたのが、今はすごくそういうのを管理できるようになってきました。

ですから、誰が有機農業をやつていて、誰が減農薬をやつていてということがもう当たり前の時代になったので、まさに有機農業、減農薬がやりやすくなってきたというのが現状です。

○庄子委員 ありがとうございます。

これは直接このみどり法と関係のないところを一つだけ簡潔にお答えください、大塚さん。

燃油高騰の影響、さつきハウス五十九棟とおつしやつていたので、この影響は今のぐらい、金額的にもし概算でも分かれば、教えていただけないか。

○大塚参考人 実際は、本当に倍ぐらいの勢いでコストになっていきます。

しかも、今、九州の野菜が安いんですね。九州も、冬は暖房をたいているんですよ。ですから、北海道は、実は夏、暖房をたかないんですよ、北海道は冬は作っていないんですよ、野菜。だから、実は、そういう面では、北海道よりも本州の農家さんの方が今非常に大変だと自分は思っています。

ですから、できれば、冬の野菜は高いんだというのを皆さん訴えてほしいというのが悲願です。

ありがとうございます。

○庄子委員 ありがとうございます。

それから、消費者の方々の意識をどう変えていくかというお話もあつたんですけども、これも大塚参考人にお尋ねをさせていただきます。生産者というお立場では是非お答えをいただければと思います。

我が国においての有機農作物というのは、体いい、あるいはおいしいという理由で購買をするということではないか。ただし、これはヨーロッパ等に行けばそうではなくて、むしろ、環境にい

いという理由で選ばれるというふうに私は思いますが。

今回のシステムというのは、まさに次の世代に悪い遺産を残さない、そういう理念の下での今回の戦略ではないかなというふうに思っているんですけども、そういう意味では、消費者の側が、生態系を保持する、あるいは未来に良好な環境を残すという意味で、化学肥料、化学農薬をできる限り使わない有機のものを購入するという意識に変えていくことが重要ではないかというふうに思っておりますが、この点、何か生産者からのメッセージなり御意見があれば、伺いたいと思います。

○大塚参考人 非常にいい論点だと思います。

私も、顔の見える農業から取組の見える農業へということとで転換して、障害者の方々の自立支援ですとか、そういった子供たちの農業体験だとか、そういうことに取り組んできました。

やはり日本の農業がごく一部の消費者のためだけにあつてはいけなくて自分も思つていまして、消費者の方々が、有機農産物を買うことによって農家の人が農業の被曝から助かるんだ、だから私たちが買おう、また、障害者の人たちがこうやって一生懸命頑張っている農産物を私たちが買い支えようという形に変わつていってくれば、私は非常にうれしいと思います。

うちの例えば大根が一本二百円だとしたときに、私は、その価値が四百円、五百円あれば、二百円は安いなと思つてもらえると思つて取り組んでいます。そのために、取組が見える農業をやはり進めていかないと、ただ値段が高い安いになつてしまつたら、残念だなと思つていきます。

○庄子委員 ありがとうございます。

井村参考人にも少し視点を変えてお尋ねをしたというふうにも思いますが、どうしても、やはり有機農作物は高いというのが現実にあるというふうにも思います。これから超高齢社会になつて、年金受給者が増えていくわけですね。したがつて、毎日の食事のことですから、少しでも切り詰めて

安いものをというふうになんかの受給者の方はならざるを得ないわけですね。

したがつて、一部のお金に少し余裕のある方が購入するという有機から、一般の消費者の方々が口にできる有機農作物にしていくなか、現場感での、例えば、それが生産コストなのか、流通のコストなのか、資材のコストなのか、いろいろなことがあるというふうにも思いますが、将来的に、普通に一般の消費者が口にできる有機農作物になつていくためのポイント、課題等があつたら、教えていただきたいと思っています。

○井村参考人 御質問ありがとうございます。

今、お米でいえば、大体倍ぐらいの金額になつているのかなと思います。一方、ヨーロッパ、アメリカでは、二〇％から三〇％ぐらいだか有機農産物の価格としてあるのかなと思つていました、それを更に一〇％だとか、慣行栽培と同等ぐらいの価格にするというのは、やはり実現できづらいのかなというふうにも私は思います。

ただ、今、やはり有機農産物が高い理由としては、生産性の問題、例えばお米でいえば、単収が低いとか、あと除草の手間がかかるとか、そういうことだと思つてお米ですけれども、これをやはり解決していくというのが次のフェーズだと思つていて、今、今はニッチなので、高くても買つてくださる層があるんですけども、これを二五％にするというのは、もっとカジュアルになつていくということだと思つていますので、やはり求めやすい価格にするためには、私たちは努力をして、生産性を上げて、損金を減らして、適正な価格にしてい

くような努力はしたいと思つていますし、これは、農業者だけではなくて、いろいろなステークホルダーを巻き込んでやつていければなと思つています。決して、実現できないとは思つておりません。

ありがとうございます。

○庄子委員 最後の質問は、谷口参考人と大塚参考人、お二人に伺いたいと思つていますけれども、今回のこの戦略がきちつと機能するために、いわゆる

るシステムとして川上から川下まで、いわゆる生産、加工、流通、そして消費といった流れとして一貫通貫で機能していなければ、せっかく有機農作物を現場で作つても、その先、そのシステムが壊れていてはこれは戦略として成り立つていかな

いわけですね。そうした関係者の理解、連携をつくつていくために、この道筋というのはいろいろ課題があるのかと思つていますが、學術の立場から御覧になつて谷口参考人から、そして、生産者のお立場から大塚参考人から、その道筋、アプローチの仕方、こんなことの御意見を伺いたいと思つていますので、よろしく願ひします。

○谷口参考人 御質問ありがとうございます。私の資料の九ページにそのことを書いておきました。

今、庄子議員から御質問いただきましたように、みどり戦略は、生産、流通、加工、消費まで、いわゆるフードシステムと呼ばれているものを全体を持続可能に変えていくというふうに言われています。それをどのように進めていつたらいいかという御質問だと思います。

個々のその政策をどう進めるか、KPIをどうするかという技術的な話ではなくて、実際にこのシステムがいれば日本全体を変えていく動きとして考えた場合に、一番鍵を握るのは、まさに消費者だと思つています。買う人を増やす、もうそれに尽きると思つています。

しかし、日本では、有機農業はいまだに〇・四％又は〇・五％の状態がずっと続いています。なぜか。その理由は、先ほど井村さんがおつしやつたように、ニッチであつた、マーケットが小さいがゆえに、生産者も消費者も小さいマーケットにずっと安住した、そういう考え方を持ってきたわけですが、みどり戦略は、それをいわば国民全体に開放するということになりまして、まず、買手がしっかりとつてくことが何よりも大事かと思つています。

そのために、資料の九ページの五行目のところ

からちよつと説明したいと思います。

有機農業の価値は環境保全、安全で栄養価の高い食糧の提供、それによる消費者の健康増進、食育効果、地域の問題解決への独自の貢献など、非常に多岐にわたっている。有機食品に対する消費者の需要を大幅に高めるためには、こうした有機農業の多面的な価値を評価し、農業政策のみならず、健康、環境、教育、地域づくりなどの諸政策に盛り込むことによって消費者の理解を高めることが必要不可欠だと考える。

ちよつと難しく書きましたけれども、先ほどたしか大塚さんが井村さんがおっしゃった、子供たちにもっと農業の大事さを伝えてもらいたいというふうに言いました。これは文部科学省の力をかりなければなりません。あるいは、有機農業を、有機農業に限りませんけれども、健康な農産物を食べれば医療費が減ります。これは厚生労働省にお願いしなければいけません。

こういった省庁横断的な取組を進める必要が、絶対に必要だと思えます。そのために、農水省が中心となって、厚生労働省、文部科学省、環境省、総務省などと省庁横断的な推進体制をつくる。

それによって国民が変わる。どう変わるかというと、単に有機農産物を買うというだけではなく、今、生産者の方お二人が言ったように、農業は大事なんだということを理解する、高い安いだけで判断してはいけない、自分たちが買ったものは農家を支えているんだということを理解する、そういう理解者としての国民。それから、直接支払いなり補助金を負担する納税者としての責任。もう一つは、自分の息子たちを農家にしたい、子供たちを農家に嫁がせてもいいという、そういうた担い手を育てる国民。

国民は、もはや消費者ではなくて、農業の多面的な価値を理解して、農業全体を理解して支援する応援団。国民全体をそう変えていかなければ、みどり戦略は実現しないと思っております。

そのために国ができることは、今申し上げまし

たように、今この農林水産委員会でやっているような議論を、省庁横断、全体に広げて、国全体でのみどり戦略のシステムづくりを盛り上げることはできないかというふうに思っております。

○大塚参考人 ありがとうございます。

私は、先ほども言いましたけれども、農産物を高く売らないとやっていけない。そのために、我々有機農家は、プライスリーダーとして、高くても頑張つてやっています。本日は、安く売った方が売れるし、楽なんです。しかし、デイスカウントに走つてしまつては、僕はいけないと思います。

やはり農業の価値をどうやって売っていくか、それをまさに今、農家、関係団体が問われているんだと思います。消費者の方々に理解していただいて、何でこんなに高いのか、何でこんなにコストがかかるのか、それを真剣に話をしたいかないと、これは、有機農業とか減農薬とかの問題ではなくて、そもそも日本で農業が成り立たなくなっている、現実には僕らはなつていくんだと思うんです。

それで、今回いいチャンスだと思ふのは、化学肥料が今入つてこない状況です。ならば、有機肥料を使おう、そして、地域の循環のリサイクル肥料を活用しようとするのが僕は農業者の務めだと思ひます。

ですから、そういう意味で、まさに今、何でこれだけコストがかかつて、何でこの価格なのかというのを真剣に消費者と議論して、この価格でないと合わないんだというふうに持つていかなければ農業が成り立つていけません。

そのための、このみどり戦略はいいチャンスだと実は思っています。今までいろいろな政策が、何か補助金という形で何か解決していたように思ふんですが、補助金でもう解決できない。いかにこれから農業を十年間で減らさないということを、強くこの政策によってアピールしたいだけばなと期待しております。

○庄子委員 ありがとうございます。

終わります。

○平口委員長 次に、神谷裕君。

○神谷委員 立憲民主党の神谷裕でございます。本日は、四参考人の皆様、国会までお越しをいただき、また、大変貴重な御意見を賜りました。心から御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、私からも何点か質問をさせていただきます。このように思っているところでございいます。まずは、有江参考人にお伺いをしたいと思います。

今、先ほどお話をいただいたように、やはり植物防疫、これは非常に大事な点だというふうにも思っているところでございます。昨今、コロナもございました。あるいは、その前の豚熱の話もございました。今更ではございますけれども、こういったことは本場に大事だと思ひますので、だとすれば、やはりもう一回植物防疫について我々は考え直さなければいけません。今回、そういった意味でこの法律も出ているところでございます。

そういった意味におきまして、やはり国境措置、これまででも十分とは言えなかったわけですが、改めて、参考人の立場から見ると、何が欠けていて、何が問題なのか、そこについてお話を伺いたいのと同時に、もう一つ伺いたいの、どうしても化学農薬であるとか防除であるとか、この重要性、これはもう農家の皆様方にもよく御存じだと思います。そういったときに、みどりの戦略というのは、どちらかというと、これを減らしていこうじゃないかという取組だと思ふんです。

ということで考えましたときに、植物防疫の専門家の立場から見ると、このみどりの戦略に対して何か注文というわけではないのですが、物申しておきたいことがあつたら是非お伺いをしたいと思ふんですけれども、いかがでございましょうか。

○有江参考人 どうもありがとうございます。一点目ですけれども、植物防疫において国境の

問題ということだというふうに思いますけれども、やはり、一番最初、冒頭に申し上げましたけれども、例えばコロナであっても、感染しているかどうかというのは、どこで感染したかといううなことは結局分からないで、PCRで初めて分かるというふうなことになるので、特に、植物の防疫の場合というのは、我々自身が直接の痛みとかそういうのはございせんので、間接的ですので、それがなおさら助長されるかと思ひます。

特に、植物の病原菌等がどうやって国境を越えてくるか。虫の場合には、虫が飛ぶので、国境も何もございせんので、勝手に飛んできますけれども、例えば種苗でしたら、非常に多くの種子の中のごく一部が汚染をされている、それが圃場に入つて圃場で増える、増えたと隣の植物にうつるというふうな形で伝播をしていきます。ですから、目に見えないような形で参りますので、それをいかに発見をしていくかということだというふうに思ひます。

大体報告があるのが、農家の方が栽培をしていて、こんな病気があるよと気がつく、初めて試験場だとか農水省とかに連絡があつて分かるんですけども、本日はその前にもう入り込んでいてというふうなことになるんだと思ひます。例えば、エンドウ萎凋病菌なんかそんな例でございしました。

それからもう一つ、化学農薬に関して言うと、実は、化学農薬の歴史というのはそんなに長くありません。先ほどジャガイモ疫病の話をしたのが、ジャガイモ疫病は百七十年前です。化学農薬が初めて出てまいりました。これは硫黄だとか銅とか、天然物由来のものが大体百五十年前、合成農薬に至つては百年の歴史しかありません。ということは、その間で発明されたものいろいろ検証されて、危険なものは排除され、より安全なものを選んでいくという、まだそういう過程にあるというふうな思ひます。

ですから、本日に安全な農薬は何なのかという

ような議論もまだされておりませんし、ですの
で、私は、農業をどんな使いなさいというよう
な立場では全くありませんので、やはり基本的
には、また時代がたつと、どういふものが安全か
という指標も変わってまいりますので、そういうこ
とをきちんと見直していかなくちゃいけないん
じゃないかと思っております。

ですの、みどりの法案においても、そういう
意味で、総合的な防除というのは、やはり化学
な農業を使うところのよくない点というのを見出
して、それをほかのもので補っていくことで化学
農業の働きも高める、あるいは、化学農業を使
いたくない方はほかの方法でやりますというよう
なものを提案するというものではよろしいんじや
ないかと思えます。

みどりの戦略の中で、五〇％リスク削減とい
う言葉がありますけれども、このリスクというの
も、ですから、先ほど申し上げましたように、測
ることが基本的にはなかなか困難です。

現在は、農業に関しては、一つの薬剤のリス
クを、A D I、一日にどれだけの農業を我々が取
つて、残留農業を取って大丈夫かという数値を基
に三つに分類をいたしまして、それを係数で掛け
算をして、その五〇％を減らしましょうというこ
とになっております。ですけれども、そのA D Iを
使うこと自体が本当にいいのかどうかという議論
もまだ成熟しておりませんので、今後ともそうい
うことはやっていかなくちゃいけないんじゃない
かと思っております。そういう点が問題点だとい
うふうには思っております。

○神谷委員 ありがとうございます。

図らずも今おっしゃっていただいたんですが、
ほとんどの畑での病害虫が分かるのは、国境の時
点ではなくて、実際に植えてから発現することが
多い、やはりそういうことなんだろうなと。

私どものシロシストであるとか、大変大きな問
題になっておりました。入ってくる大変な問題
になりますから、改めて、防除もそうですし、国
境措置、これは大事だと思っております。

いう意味においては、この法案、少し前に進ん
でいただければいいなと思うんですけども、こ
れでもまだ十分かなというふうに思ったりもす
るものですから、そういったことでもまたお話を伺
った次第でございます。

続きまして、谷口参考人にお話を伺いたいと思
います。

今回、このみどりの戦略法案、これは非常に大
事な法案だと私も考えているところでござい
ます。

先ほど、転換という言葉で言っていたございま
した。これは本当にそのとおりだと思います。従来
の農政とまたこのみどりの食料戦略の方針、大き
く変わるものだと思います。そういった意味にお
いては本当に大事なんですけれども、そしてま
た、図らずも言っていたございました、数値目標と
いうのはあくまで目標でしかないということで、
これで意識改革ができればというようなお話だ
つたと思えます。

しかし、もう一方で考えますと、行政という
ところで見ますと、この数値目標というの非常に
大事な目標ということになりますし、これを実現
するためにどうしようかということが今後議論を
されていくと思います。そこでやはり無理があ
つてはいけないんじゃないかなと私自身も思っ
てますし、この無理が、例えば農業の現場である
とか、あるいは様々なところにいったときに、消費
者にもいくかもしれません、そういったことが現
実に起こったときには、この目標そのものの、持
続可能な農村というのか、そういったことが現実
のものとならないんじゃないかなというふうに不安
にも思うところでございます。

そういう意味においては、先生おっしゃると
おり、この目標というのは目標でしかないんだ
とらわれる必要はないというのをもっともなこ
とだと思えますが、今後、恐らくこれを具体化し
ていくための議論が様々な行われていくと思いま
す。その際に何に留意をすればいいのか、この点
について御高見を拝せればと思います。

○谷口参考人 大変難しい質問だと思います。

先ほど申し上げましたように、農水省は、ど
うしてもロードマップのようなものを作って数値管
理をするというイメージでこの計画を考えており
ますけれども、多分、これは非常に難しいだろう
と思います。このような打ち続く異常気象のこと
もありますし。

具体的に考えると、例えば、オーガニックビ
レッジを、今、農水省はこれから推奨してい
つて、三年以内でしたか、百のオーガニックビレ
ッジの宣言を求め、またその数年後には、二百市町
村からオーガニックビレッジの宣言を求めると言
われています。例えば、そのオーガニックビレ
ッジの数というふうなもので一つ管理することは
できるかと思えます。

しかし、オーガニックビレッジが、ぱっと手
を挙げた。これは市町村が主導することになつて
いますので、市町村の首長さんが、いいね、これ
をやるうねとなると、すぐ始まることになります
でも、仕組みが必要なんです、オーガニックビ
レッジをやるために。地域に有機農家はいるだ
ろうか。技術はあるだろうか。誰が教えるんだら
うか。取れた農産物を学校給食に使うという
じゃ、誰が運ぶんだらうか。学校の栄養士さんと
誰が調整するんだらうか。

つまり、オーガニックビレッジというのは一つ
の国の政策だけれども、これを実際にやるとなる
と、一つの、専門家の言葉でローカルフードシ
ステムというような言葉で言っています、地域の中
のフードシステムをつくり上げる新しい事業にな
るんですね。この事業がうまくいくかどうかは、
やってみたいと分かります。

そういう食に関心のある方が多い地域だと、
いいね、いいねとさっさと進むかもしれませんけ
れども、首長さんは熱心だけれども、地域の住民が
余り乗り気でないに進まないかもしれない。そう
いう停滞とか試行錯誤は起こり得ると思うん
です。

K P Iで管理することの問題は、数値どおりに

進まないことに対して現場を叱責する危険だと思
います。何で進まないんだという。それは無理で
す。現場は一生懸命やっただけで進まない。有機農
家だって、農法を転換して安定した収入を得るた
めには何年もかかります。期待したとおり、今
年はうまくいったけれども、来年はうまくいかな
いこともある。すごく、農業は全てそうじゃあ
りませんか、いろいろなことに左右されて、思う
とおりに進まない。

その思いどおりに進まない事業をどう管理する
のかというのは、ちょっと私はすぐには答えは出
ませんけれども、まず、少なくとも、ロードマッ
プとかK P Iだけで一元的に管理することは無理
があると思います。幾つかの指標を組み合わせ
て、複数の指標で管理する。そして、計画に
変更があつた場合に、それを、仕方がないねと、お
お、おおうというのか、余りやるとルーズにな
つちゃうんですけれども、ルーズにならない程
度には、その取組が真剣に進んでいる限りは見守
るといったような態度でしようか、そういった態
度でとにかく育てるということが大事かなとい
うに思えます。管理するんじゃないかな。育つ
ていなければ、作物自体も育つていかなければ
いけません。

このように予算をつけてから五年後にこうなる
はずだということではなくて、こうなればいい
んだけれども、どうなつたんだろうかというふう
に柔軟な管理といましようか、済みません、余
り的確な言葉で説明できないんですけども、こ
ういった現場に優しい、少なくとも、意欲を持
って取り組む人たちが腰折れをしなかったか、プレ
ッシャーを感じたりとか、やる気を失わないよう
な管理、現場を支援する管理ということが必要
じゃないかと思えます。

余りいい答えになっていませんけれども、済み
ませんでした。

○神谷委員 誠にありがとうございます。

ちょっと難しいというのか、私自身、どうしたら
いいものかなという思いで伺ったわけございま

すが、やはり大きな目標だけが先行するような形というのは難しいんじゃないかと思えますし、農業者の方がついてこれられない、消費者の方がついてこれられないとなったときに、やはり大きな問題が出てくるだろう。

それを埋めるために、例えばイノベーションというところに頼ったときに、逆に、本来目指していた世界と全く別の世界が生まれることを、実は若干懸念を、若干というか、かなり懸念をいたしておりまして、そういった意味からも、是非今後に関心を持って、先生方には是非またお話を伺えたらというふうに思う次第でございます。

続きまして、井村、大塚両参考人にお伺いをしたいと思います。

お二人は現役の農業者ということもございまして、一番、実際に有機農業にも取り組まれて、実際に経営もされているという大変な御経験がある方々だと思いますので、是非その立場からお話を伺いたいのですけれども。

現実には有機農業は、なかなか、普通の農家さんにはハードルが高いのかなというのが率直な思いです。

と申しますのも、例えば、減農薬あるいは薬を使わないということになったときに、例えば虫は大丈夫なのか、あるいは雑草は大丈夫なのか、肥料を使わない、減らす、これによって、ひよっとして収量は大丈夫なのか、やはり当然に思うと思うんです。

そういった意味では、例えば、粗放的にやっていくという道を選ぶのか、はたまた人手も含めて相当手間をかけてやっていくのかというふうな話になっていくんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

現実には有機農業を、今、形として大変に成功させているお二人は是非お伺いをしたいのは、こういった普通の農業者さんが有機農業を取り組みやすくするためにこういったことをやっていくのか、あるいは、やっていかなければいけないのか、こういったことを是非お伺いをできたらと思

います。両参考人、お願いをいたします。

○井村参考人 御質問ありがとうございます。

有機農業の技術というのはこれからだと思っております。やはりみんな、地域、作物に応じて創意工夫をしていくことだと思うんですね。

今までは、普及員の方がいて標準化された農法を普及させていくというふうな形だったんですけども、有機農業の場合は、やはりその地域、作物によって全然やり方が違っていて、大変多様性のあるなりわいだと思っています。そういうことを考えますと、やはり都道府県が中心になって、その地域、その地域の作物に合ったものをみんなで創意工夫をしながら実現していく、そういうプロセスになっていくのかなというふうに感じます。

ですから、本当に、やはり今まではマニュアルがあつて、標準化していく、あつたものをやっていくという考えなんですけれども、有機農業の場合は、その都度その都度いろいろな対策をしていくということが蓄積されるというふうなイメージを持つておりますので、そういう形になっていけば広がっていくんじゃないかと思えます。

ありがとうございます。

○大塚参考人 先生、ありがとうございます。

これはまさに本質の話でして、実は、私は一般の慣行栽培を若干やったことがありますけれども、百点取って当たり前なんです。失敗ができない。百点取って当たり前ということは、それだけ厳しい世界なんです。そのために農薬もしっかり使う、化学肥料もしっかり使うわけです。にもかかわらず、価格が保証されていないという中で、物すごい苦勞をされているわけですよ。

ですから、私は今回チャンスだと言っているのは、今まさに、見た目じゃない、形じゃない、やはり取組だ、若干虫がついていてもいい、若干形が悪くてもいい、まず、この取組に対して、その価値をお金にしようということ。

だから、若干ちょっと失敗してもいいという少

し寛容のあるステージにこの農業が入っていくかな。僕も東京に出荷します。十ケース、百ケース出荷します。一ケースもし悪いものが入っていたら、全部赤点、切られるわけですよ。それだったら、今までは、着いたら物を作つてきて、百ケース出荷して、着いたら物が悪かった、全部赤、これはやる気をなくすと思うんですね。

ですから、僕は、今回、この環境、循環、やっていくという中に、やはりこの規格、今までの市場流通、これを少し変えていかなきゃいけない。学校給食は、私は何度も言うんですが、一生懸命農家で作つたものが自分たちの目の前の子供たちに食べていただくということが、これはやりがいにつながるんだと思うんですね。価格は、当然、直接農家が給食に持つていけば安くなるんです。

だから、私は、首長が地元の有機農産物を学校給食に使うということは、高くなるわけじゃないんですよ。直接有機農家から買うということになつて、有機農家がやりがいにつながる。そうしたら、俺も有機農業をやつて、息子が小学校にいるから、俺もちょっとカボチャを有機で作るかな、そういうふうに僕はなつていけば、実は、家庭菜園は農薬を使っていないですよ。これは売れる野菜、これは自分のうちで食べる野菜、そうですよ。多分、地元の方もそうだと思うんですよ。

だから、そういうことをしっかりとやっていけば、僕は難しくなってしまう。

○神谷委員 誠にありがとうございます。

おっしゃられるとおりだと思います。それと同時に、やはり大事なことは、言っていたように、消費者がどれだけしっかりと理解をして、適正な価格をちゃんとつけてくれるか、マーケットインという発想もいただきまして、マーケットをつくつてくれという発想も頂戴したところでございます。これは本当に大事なことだなと思います。

今まで農業者の方は、どちらかというと、作る

プロではありませんけれども、実は販売するプロではなかったというところをございまして、そこが実は大事な点なんだろうと思えます。

だんだんだんだんこのみどりの戦略が大きくなつてくると、結果としてそこが広がっていくわけですから、皆さんが売れるプロになれるかどうかは分からないところではあります、そういった意味でも、是非給食等も使う方向で考えていったらいいのかなと思つています。

ただ、給食で提供するだけでは駄目で、実際にこれがどういふものなのか、農業者の方がどれだけ汗をかいて作つたものなのか、農業者の方のいう、そういった教育、食べるだけではなくて、その背景も含めてしっかりと学習をさせなきゃいけないんだということも、今、皆様方のお話を聞いて理解をしたところでございます。

どうも私の時間もそろそろ来たようでございますので、本当に、本日は参考人の皆様、ありがとうございます。これで私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○平口委員長 次に、空本誠喜君。

○空本委員 日本維新の会の空本誠喜でございます。

本日は、参考人の皆様方には、本当に御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。感謝を申し上げます。

本日は、みどりの食料システム戦略におきます食料システム、これがどういふふうにか国が持続可能な農業に続いていくのかということについてお聞きしたいと思つてます。

まず、このみどりの食料システム戦略の中における食料安全保障、食料自給率の観点から、まず、生産者の井村参考人、また大塚参考人の立場からお聞きしたいと思つてます。

食料自給率は、現在、カロリーベースで三七％、約五十年前は、昭和四十年頃は七三％とすごく高く、安定しておりましたが、下がった原因としては、やはり自給率の高い米が消費減少

といいますか、下がってきたこと、また、輸入しています穀物類とか飼料類とか、また乳製品、こういった畜産、小麦、油脂類、こういったものが消費拡大してきた、この原因があらうかと思えます。

政府の方は、二〇三〇年に四五％という、高い目標と考えますけれども、一応、掲げておられます、これについて、これまでの一次産業のありようを振り返ってみると、なかなか、この十年といえますか、二〇三〇年までには厳しいのではないかなというふうに感じるところでございます。

実際、現場で農産物を作っているところ、井村参考人、また大塚参考人におかれましては、どういった自給率を上げることができているのか、どういった作物を作っているのか。米も作るし、麦も作るし、野菜も作るしとありますけれども、逆に、有機を拡大させることによって、自給率というのが、米の方が下がってしまうんじゃないかなというふうな危惧もございます。

そういった観点から、生産者の立場から、どういった農産物をこれから作っていくべきか、御意見をいただきたいと思えます。お願いいたします。

○井村参考人 空本先生、ありがとうございます。

私は、お米と麦を作っておりますので、いわゆる食料自給率、カロリーベースの食料自給率に大変関係する農家でございます。

そんな中で、どんなものを作っているか、これは、日本全国、北海道から沖縄まで、やはり地域に合ったもの、地域の実情に合ったもの、適地適作ですね、これを作るというのが生産性という意味ではふさわしいのかなと思っております。ただ、一方、それが作っても売れるのかどうか。やはり消費者のニーズにちゃんと合致したものを作っていく。この二つが大きなポイントだと思っております。

そんな中で、私の地域の話をすれば、石川県は北陸地方でして、やはりお米が適地適作としてはすごく合理性があるのかなと思っております。

このカロリー自給率ということになると、実はでん粉ということになるのかと思うんですね。これを、小麦のでん粉なのか、トウモロコシのでん粉なのか。お米というのはまさにでん粉でありまして、お米は本当に真水が大変重要な作物でして、日本は古くから水稲を作っていて、世界でもまれに見る連作障害のない作物であります。こういうふうにと考えると、お米を作るといのは生産性の意味ではすごく日本には合っているのかなと思えます。

ただ、これがやはり、食べてもらえない、人口減少社会に入っていくということ、これを解決するためには、食育だとか、そういったものを通じて子供たちに選んでもらうという努力をしなければならないいけない。私たちは、生産性を上げるといふことと、やはりおいしいものを作っていく、これに尽きるのかなというふうに思っています。

麦も大豆も大変大切な穀物です。ですから、日本のお米と麦と大豆をバランスよく、消費者のニーズに合ったものを作っていくというのが使命かなというふうに考えています。

○大塚参考人 ありがとうございます。

私も、この自給率、思っています。やはり飼料です、餌。僕も実際に、オーガニックの飼料を来年からできないかな、WCSですが、オーガニック牛乳用の飼料はできないかなと思って、今勉強しています。

これだけ海外から飼料が入らなくなってきた。しかも、世界の飼料のマーケット、輸入しているのが日本と韓国と台湾が異常に多い、この変わった飼料の物流も、勉強したら、やはり国内で何とか飼料を生産できないのかなというのをすごく自分は思っています。

ですから、最近はそのような食品残渣からエコフィードのようなものもできていますし、もつと、牛とか鳥とか豚とか、そういった国内の飼料を何とか自給できれば、かなりこの自給率は高まっていくのではないかなと思えます。

ただ、僕は専門家ではないですが、牛は餌が替

わると極端に言えば死んでしまうというふうにも聞いています。ですから、大塚君、そんな簡単じゃないよと怒られたこともあります。ですから、その辺は非常に難しい問題だと思いますが、今回、こういう円安で大変な状況なので、頑張っていただけかなと思っております。

○空本委員 ありがとうございます。

米の値段がまたどんどん下がっております、やはり、農家の皆さん、大変だということも私も聞いておりますし、実際に悲鳴を上げていらっしやる方はたくさんおられます。

その中で、逆に、米を消費させなきゃいけない、消費を拡大させなきゃいけない。農水省の方の資料によりますと、消費見通しというのがありまして、今、一人当たり一年間五十四キロを食べています。令和十二年、ここで、今、五十一キロに落ちるであろうと言われております。

先ほど申し上げましたけれども、食料自給率を上げるためには、やはり、自給率の高い、九七％ぐらいあります米を消費拡大してもらわないと自給率は絶対に上がらないというふうに考えるんですが、まず、研究者の立場から、両先生方、どうお考えでしょうか。有江先生と谷口先生。

○有江参考人 お答えできるような問題ではないかもしれませんが、やはり、私どもは米の日本人の消費が減っていることに関しては非常に危機感を持っております。ただ単に食料という問題ではなくて、例えば国際戦略的にもかなり重要な問題だというふうに思っております。

例えば、テレビなんかを見てみると、麦が足りなくなったからパンの値段が上がっている、困ったなというふうな意見は出ていますけれども、じゃ、米を食べようというふうにはなっていないまま、米を食おうというところを、どういうふうに米を食べてもらおうか。

もちろん、私は農学系の大学ですので、米の育種をしている方もいらっしやいますし、例えば、米をどういうふうに使おうかと。米の新しい育種によって、例えば酒造米を作っていくというの

で育種をされていまして、そういうものを作っていくことで逆に輸出に向けていくというふうなことも考えておりますけれども、国内需要をどのようにならしていかのかというのは、谷口先生に伺っていたらいいかなと思えます。

○谷口参考人 先ほど申しましたように、私は社会学が専門ですので、この問題を結構広く見ています。

米の消費が減っているといわれています、日本人が物を食べなくなったわけではなくて、代わりに輸入の小麦を食べているわけですね。何かその問題が全く議論に上がってこないのは不自然に思えます。つまり、これは自由貿易を前提としているからです。

日本は、戦後、加工貿易立国というのを国是にしていると思えます。つまり、工業製品の原料を輸入して、付加価値をつけて輸出して、その工業製品の輸出の代金を原資として経済成長するというモデルですけれども、私は、このモデルは時代遅れになっていると思えます。まず、その検討から始めるべきだと思います。

そもそも、自由貿易は、世界中に物を動かすわけですね、貿易ですから。自由貿易を進めれば進むほど物が移動します。それによるエネルギーは物すごくかかっています。農業の分野ではフリードマイレージという形で問題化されています。

先ほど私がお見せした資料のように、もう右肩上がりの時代でないとすると、グローバル化の時代でないとすると、グローバル化を考えると、私には、グローバル化は限界を超えていると思えます。行き過ぎている。だから問題が起こるんですね。何が入らなくて困った、何が入らなくて困ったと、あたかも問題を外にあるように言っているんだけれども、そうじゃなくて、自分たちが進めたグローバル化が、行き過ぎたために地球の限界というしっぺ返しを受けているんだと考えるべきだと思います。そのことを国民に訴えるべきです。

日本の国民は、私は農学が専門でないからかも

しれませんけれども、農業と農業以外の間に不思議な壁があるように思います。日本の消費者は、農業に対して恐ろしく無知です。何も知りません。何も知らないことが問題だとも思っていない。そのくせ、食の安全が不安だとか、食料、物が入ってこないと不安がついている。この問題こそ手をつけるべきじゃないでしょうか。先ほど農業者の方がおっしゃったように、国民にもっと農業の現状を訴えるべきです。

その例が、つい昨年の暮れにありましたよね、牛乳が余ったとき、飲んでくれませんかと呼援が入ったじゃないですか。どうしてあのことを米に對してやらないんでしょうか。国民が、米が安くなればいいんだ、喜ぶんだといういわば右肩上がり時代の、消費者は安いものを喜ぶんだという固定観念に縛られていないでしょうか。

国民を味方にするためには、一緒に消費してくださいという訴えこそが必要なんじゃないでしょうか。それは官僚の方たちには無理です。やはり政治家の方たちが、消費者に対して、日本の農家は困っています、米を、御飯一杯食べてくれれば在庫は減りますというのを訴えて食べてもらおう、どうしてそういうことはできないんだろうかというのを不思議に思います。

それはなぜかといえば、先ほど、繰り返しますけれども、戦後、日本が成功した加工貿易立国論による国の繁栄、その前提として、自由貿易は絶対揺るがせないものだというその固定観念こそ、今こそ変えるべきじゃないかというふうに思います。

ちよつと大きな話ですけども、私の答えは以上です。

○空本委員 ありがとうございます。

私も、米を食べる、ある程度目標をつけた方がいいんじゃないかな。例えば、一年間一人が六十キロを食べる、それを政治家がしっかり国民の皆さんに願ひする、そういう消費政策も大事じゃないかなと思っております。

次に、生産者の立場から、今日、少し変わった

質問でございますが、鳥獣被害についてちよつとお聞きしたいと思ひます。

みどりということであれば、山も守っていないじゃない。だけれども、鳥獣もたくさん出てくる。ちよつと北海道と能登、違った面での鳥獣被害があるかと思うんですけれども、両生産者の参考人の皆さんにお聞きしたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○井村参考人 ありがとうございます。

私たち石川県では、私は、二〇〇六年に、能登の方の耕作放棄地を求めて、能登に進出しました。そのときに、イノシシはゼロでした。全く被害がなく、南から来る視察の方々に羨ましがられた記憶があります。

それが、やはり地球温暖化の影響なのか、冬、雪が降らなくなって、暖かくなって、加賀の方にいたイノシシがどんどん北上してきました。五、六年前からイノシシが爆発的に増えて、実際、三年前、私の能登の有機的大豆が全部食べられてしまつて、一千万円以上の被害がありました。びっくりしました。それぐらい環境が変わつてきているんだなというふうに思ひまして、これからどんどんイノシシが北上していくのかなというふうに思っています。

ただ、豚熱の影響だと言われているんですけども、二、三年前から個体数はまた減つてきて、やはり自然というのはデリケートで、すごく環境に左右されるんだなということを感じています。

電気柵なんかの支援もいただきまして、今、電気柵をして守っているような状態なんですけれども、電気柵をすると、その管理だとか、草管理なんかもすごくコストがかかるようになります。

ですから、鳥獣の被害は本当に農村にとって深刻な問題で、私たちも本当に困っているというのが現状です。

ありがとうございます。

○大塚参考人 大変いい質問です。

沖繩は作物を育てるときに一切ネットは使いま

せんみたいなのが書いてあるんですよ。それで、僕が沖繩に十何年前に行ったときに、全部ネットがかかっているんですよ。それは何ですとかと言ったら、鳥に食べられるということで話をしておりました。

また、青森の方も、大豆を猿に食べられるというところで、とにかく、我々のところもそうなんです。先ほど言われたとおり、全滅するんですよ、小さいときに全部食べちゃうということで。非常に難しい問題です。これはまさに、すぐ農業をやることを諦めてしまふぐらい落胆してしまふ。そういうことでは、これは本当に何とかできないのかな。北海道では、自衛隊が冬にヘリコプターで上から鹿を追ひ詰めていたこと、ありますけれども、それぐらい、鹿も物すごい数で増えています。

本当にこれは、農業者だけの問題じゃなくて、戦略的に頑張つていただきたい議論なので、鳥獣対策はどうぞよろしく願ひいたします。

○空本委員 最後の質問をさせていただきます。担い手対策として、やはり民間企業の農業への進出、参入というのが大変重要かなと思っております。

維新では、これまでは養父市で行われておりました農業特区の全国展開、こういったものを、農地の所有にかかわらず、農地リースも含めて展開し、本当に必要な地域には必要じゃないかということを考えています。

今、大塚さんも井村参考人も、両参考人も会社を経営されていらっしゃると思うんですが、民間の農業参入、これからどうあるべきかということで、井村参考人、大塚参考人、簡単によろしいので、お答えいただきたいと思ひます。お願いいたします。

○井村参考人 ありがとうございます。

農業は、どんどん農業の人口が減つていきまして、他産業からの農業参入というのを否定するものではなくありまして、やはり多様な農業者が必要になるんだというふうに思っております。

ただ、私も去年まで規制改革推進会議の委員をさせていただいてまして、そこでも議論をした経験があるんですけども、現場の農業者としては、大きな資本が入つてきて貸し剥がしに遭つちゃうんじゃないだろうかとか、参入した方がいいけれども、すぐ撤退するんじゃないかとか、何年も続けてうまくいかなかったら、そこが荒れたりとか、不正な転用になったりとか、あと、外資が入つてくるんじゃないかとか、やはりいろいろな不安を持っています。

ですから、これを進めるに当たっては、農業者の意見でありますとか、しっかりと準備をして、実態を調べて、今、養父の事例も農林水産省さんの方で検証しているということを聞いておりますので、やはりしっかりと検証して、議論した上で進めていっていただければというふうに個人的に思っております。

○大塚参考人 今、先ほど言われたとおり、様々な企業が、植物工場だとかいろいろな形で、一部、資本を入れてやっているとあります。それで失敗されている人もいますし、成功されている方もいると思ひます。

私は、別に、企業が農業をやることが悪いとは全然思っておりません。ただ、今は農村は地域によつて成り立っていますので、それによつて雇用が生まれて、地域が活性化して、また、そこが地域の加工品の開発ですとか、そういったことをやっていただければ、地域にとつては最高な形にはなっていないかと思ひます。

ですから、民間が駄目とかいいとかじゃなくて、地域の実情に合ったすばらしい企業が入つてきてくれるのであれば、多分、田舎は大歓迎だと思ひます。

終わります。

○空本委員 ありがとうございます。

どういふ担い手であろうとも、多様性のある担い手が入つていただけて頑張つていただくといいのが地域のためになるかと思ひます。

維新は、外国人の資本の土地所有とか、そう

いったものには制限をかけたり、やはり農業者にとつての安全装置をちゃんと組み込んだ上で展開するべきかなと思っております。

今後とも御指導をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○平口委員長 次に、長友慎治君。

○長友委員 国民民主党の長友慎治です。

参考人の皆様、本日は、専門的な御意見と、そして貴重な現場の声をいただきまして、ありがとうございます。

私は、実は地元の方で、「宮崎ひなた食べる通信」という食材つきの情報誌の発行をしております。年に四回、春、夏、秋、冬、地元のこだわりの生産者の商品を付録につけて、その背景、ストーリー、そして思いというものをタブロイドで約八ページにまとめたものを全国の食に関心の高い方たちに発行するという取組をしております。

私だけじゃなくて、全国に二十ぐらい編集部があつて、私は宮崎のものを担当しているということで、御存じかもしれません、その「食べる通信」で取り上げさせていただく生産者の皆さん、ほとんど有機の方々でございます。

それはなぜかというと、私が五年前に地元でUターンして、地元の農家の皆さんのことを私が余りにも知らないということを恥ずかしかったのと、先ほど谷口先生がおっしゃいました、国民の皆さんが農家のことをほとんど知らない。そして、生産者の話を聞くと、有機の農家の皆さんはJAさんにとり属していないというか、JAさんとなかなか一緒にできないもので、販路は自分で広げないといけないんだと。しかし、小規模でやっている有機の皆さんはどうやって販路を広げていいかわからない。例えば、営業に行く、また、出店するにしても、畑やハウスを離れてはいくものは作れないんだということで、営業できる人がいないんだと。そこを私は是非やりたいと思つて、「食べる通信」を三年前からやつて、現場を取材しているんです。

その中でやはり実感するのが、有機に携わっていただいている農家さんたちは非常に魅力的で、非常に情熱がある方たちなんですけれども、一部地域ではやはり、変人扱いされていたり、最初は誤解を受けていたり、今でも地元のJAさんたちとうまく関係性が築けないというような方々がたくさんいらっしゃる。

その上で、今日、谷口先生から、意見六、今回のみどり戦略に当たって、有機農家と慣行農家の交流と協力を促すべきであるという御意見をいただいております。

私もこの点につきまして非常に同感であるんですけれども、有機農家と慣行農家が交流して協力するような環境を整備する必要、それについて、具体的に、どのようなことをやつて取り組んでいくと連帯感を生み出して、このみどり戦略を更に強力に進めることができるのか、まずは谷口参考人にお伺いしたいと思います。

○谷口参考人 大事な御質問、ありがとうございます。

有機農家と慣行農家がなかなか理解し合えないのは当然であります。なぜかというと、農業や化学肥料に対する考え方が全く違うからであります。

先ほど私が申し上げましたように、農林水産省は、農業と化学肥料を前提とするいわゆる近代農業というものをずっと進めてまいりました。その価値観にしみついたというか、価値観を受け入れた人たちがいわゆる慣行農家として地域の大部分を担っています。その方たちは、農業や化学肥料が悪いとか、そういうことを考えたことがない方が多分多いと思います。当たり前に使っている。それに疑問を持つ方がいるとすれば、むしろ自分が病気になったとか具合が悪くなったから考えるというところではないかと思ひます。

それに対して、有機農業を志す人たちは、最初から農業や化学肥料の危険性を意識して始めていますので、農業と化学肥料に関する認識が全く違うのは当然であります。

ですから、ある地域の中で、大部分が慣行農家、ごく一部が有機農家というのはごく当たり前の風景だと思ひます。それぞれ余り交流がなく、お互いに横目で見ながら、何かやっているなというように感じになる。

じゃ、それをどう連携させたいのかについては、幾つかちよつと思ひつくことがあります。何よりも、行政が主導権を取ることが大事だと思います。まず、都道府県が、その都道府県の市町村に対して、有機農家と慣行農家の交流をする、そういう場をつくるということをお呼びかけることが必要かなと思ひます。それに応じて、市町村の中で有機農家と慣行農家のまず顔合わせからする。例えば、実際にお互いの圃場を見学する。

多分、慣行農家の方は、大部分は有機農家の圃場を見たことがないと思ひます。イメージだけがあって、何か草だらけで虫がいっぱいいるみたいな。もちろんそういうところもありますけれども、でも、中には非常に優れた農業をしている方がたくさんおられますので、そういうところを見に行つて、ああ、こうやつてやっているんだということを理解する。また、今度は、有機農家の方たちも、慣行栽培の田んぼに連れていって、圃場に連れていって、ああ、慣行栽培というのはこうやつてやっているんだということを理解する。

つまり、農業、化学肥料を使っていると聞いていたんだけれども、結構節約もしているんだなというふうに、お互いが、全く異質な人間ではなくて、私は、同じ農という基盤があると思ひます。慣行栽培と有機栽培の基盤に、同じ農の営みというものがある。同じ農業をやっているんだということこそをまず理解し合うことですね。お互いの現場を知つて、実態を知つて、確かに違うところはあるんだけれども、理解し合えるんだという関係をまず築くことが一つ目です。

もう一つは、是非行政の方から呼びかけてもらいたいのは、これからはこの地域で慣行栽培も有機栽培も必要なんだ、両方を合わせて地域農業

を支えてもらいたいというメッセージを両方の農家に送ることだと思ひます。有機農家と慣行農家の連携が成功している事例を知つていますけれども、そこに共通するのは、地域のためということなんです。

先ほど大塚さんは何度か、地域だ。あるいは井村さんも、企業が入ることはいいんだけれども、地域の農業は地域が支えているんだ。その地域という意識もまた、慣行農家も有機農家も共有していると思ひますので、もう一回繰り返しますけれども、慣行農家と有機農家の交流を深めるためには、共に、一見違つたように見えるんだけれども、同じ農という基盤を持っているということ、それから、両者が助け合つてこれからの地域農業を支えてもらわなければ困るんだというような呼びかけをしてもらつて、いわば共通の使命感を持つてもらふことが大事なのではないかと思ひます。

○長友委員 ありがとうございます。

次は、井村参考人と大塚参考人にお伺ひしたいんですけれども、今の谷口参考人のお話も聞いた上で、有機農家と慣行農家さんの交流、どのようなしていけばいいか。また、既にもう御実践されているようなこともありましたら、併せて御紹介いただきたいと思います。

まずは井村参考人からお願ひします。

○井村参考人 ありがとうございます。

私は五代目の農家です。父親の代までは慣行栽培をやつておりましたが、おじいちゃんの家も化学肥料とかを使つていたと思ひます。ただ、その前の代になると、恐らく使っていないんだと思ひます。

私たちにとって、農業というのはやはりなりわいでありまして、これで食べていかなきゃいけないですね。私も、大学まで出してもらったのは、父と母が、いわゆる化学肥料を使つたりとか農業を使つて、その結果、再生産できる農業をして、育ててもらいました。

ですから、私のような代々農業をやっている者

にとつては、農業は必ずしも悪ではありません。やはりそのときの時代が、農村から人が二次産業、三次産業に流れていって人手不足になるときに、やはり、農業機械であるとか、そういう化学肥料、化学合成農業は、再生産する手段としてすごく有効だったんだと思います。

ただ、時代が変わりまして、外部経済とかいろいろなものを考えなければいけない時代に入ってしまった。その中で、慣行農家、有機農家、そういう白黒的な議論というのは私は間違っていると思います。やはり地域農業をみんなでどう考えていくかということなんだと思います。

それともう一つは、消費者が何を求めているか、これを一緒に考えていく。その中に、当然、役割分担もできてきましようし、協調もし合っていくべきだと思っています。

やはり連携はすごく大事なんですけれども、これから、慣行農家で、半分は慣行農業をするけれども、半分は有機農業にポートフォリオを移していく、そういう農家も当然現れてくるわけで、有機農家、慣行農家、この二つに分けるという考えは私は全くなくて、やはりその地域にあって、どういう農業をしていくのが持続可能性があるのかというのをみんなで考えていくというステージだと思っていますし、若い方はすごく建設的で、若い農業者は特に建設的にこういう話をしてくれると思いますので、そういう対立というものは私はないと信じます。まあ、地域によつてはあるとも聞いているんですけれども。

ありがとうございます。

○大塚参考人 ありがとうございます。
うちの地域は、二十五年ぐらい前から、有機農産物生産協議会という形で、地域のグループで、農協と村から助成金をいただいて、ずっと活動してきています。実際にうちの農協の組合長は有機をやっております、非常に先進的な地域であります。

先ほど言われたとおり、有機肥料は一〇〇％分解するんです。ただ、化学物質は一〇〇％分解し

ません。今日は女性の方は少ないんですが、化学物質、多分、化粧品で余り使いたくないと思うんですね。ですから、やはりオーガニックということは、循環型というか、土づくりの基本だと思うんです。

ですから、地域の課題として、この土づくり、環境をどう守っていくか、そしてどうやって有利に販売していくか、これは農協にやはり先頭を切っていただいて僕は進めるべきだと思いますので、地域と行政とJAがタッグを組んでやってほしいと思います。

○長友委員 ありがとうございます。

次に、大塚参考人にお聞きしたいことがございます。

今日御用意いただいた資料の中で、みどりの戦略に対しての課題点をいただいております。その中の、資料でいう二番で、学校教育現場での国産志向、食料安全保障などの観点からしつかりとした教育が行われていないと御指摘をいただきました。

実は、昨日、この農林水産委員会でも、私も、教育の観点がこのみどりの食料システム戦略から抜けているんじゃないかという指摘をさせていただいたばかりです。私は、思い切つて農業という授業を小学校、中学校の学校から導入すべきじゃないかというような提言をさせていただきました。野心的な目標を掲げているこのみどりの食料システム戦略ですから、井村参考人もおっしゃったようにバックキャスティングで、この目標を達成するには、それぐらいの思い切つた取組をする必要があると思っています。

まずは大塚参考人にお伺いしたいんですけれども、大塚参考人がイメージする教育の分野、どのように教育をしていけばいいというふうにお考えか、お聞かせください。

○大塚参考人 どうもありがとうございます。
私も、実は二十三から有機農業をやっております、先輩方に有機農業をやりましようと言ったんです。誰も聞いてくれなかったんですよ。男性

社会つて、やはり年下の言うことを聞くわけないんですよ。それで、僕は二十五から、若い人たちに、有機農業はいいぞと言うようにしたんです。

それで、そのときに、札幌から中学生が体験で来ました。それで、僕に一言言いました、農家って貧乏なんですよ。衝撃を受けました、私。それぐらい学校現場で、農家って貧乏だという教育をしているということなんです。

だから、皆さん笑われているかもしれませんが、私も、実際に、田植、今、手で植えています。はだしになって田んぼに入つて、子供たちは足が真っ赤かになって、苦しい思いをして田植をさせます。そして、農業は大変だよねという話をしていくんです。現実の格好いい農業を子供たちに教

えていただきたい。
今、教員の方々の三年目研修をうちで受け入れています。学校の先生になって三年目の人たちを受け入れて、実際に現場で農業体験、農業教育をやっています。先生は初めて農業をやるものなんです。手は震えています。緊張して。それぐらいやはり先生方も、農業というものを分かっている、緊張しているんです。

ですから、まず、我々北海道の青年部も、子供たちに教える前に先生方に農業を教えようという取組を今やっています。是非、初任者研修で農家に一週間ぐらい入れていただければ、変わると思っています。

○長友委員 ありがとうございます。
是非、井村参考人にもお伺いしたいんですけれども、教育という部分で、今お感じになっていることがありましたら教えてください。

○井村参考人 農業はやはり生命産業でありまして、農業を学ぶことによって子供たちが吸収することというのはすごく多いと思います。種を植えて作物ができる、その成長というのは実際とても面白いと思いますし、子供たちにとっても好奇心

のあるのだと思いますので、先生おっしゃる、授業で農業をやるというのは、私は、本当にそんな時代が来たらいいなと思っていて、すばらしいことだと思います。

修学旅行生の受入れなんかをずっと、八年ぐらやっていけるんですけれども、子供たちはやはり、自然の中で田植させたりとか押し植えさせたりすると、物すごくいろいろなものを吸収します。

ですから、そういう意味でも、是非、子供たちが農業に関心を持つ、そういうきっかけとして授業に取り入れてもらうというのは、今聞いてすごうれしく思いました。

ありがとうございます。

○長友委員 ありがとうございます。

今、農業の分野では、人手不足、担い手不足が言われています。お二人の今日来ていただいた参考人は大規模に有機農業を展開されているわけですから、いわゆる人材不足、人手不足という部分に関してはどのように対策を取られているか、実際には十分募集もあつて来ているよということなのかを含めて、井村参考人からお伺いできますでしょうか。

○井村参考人 ありがとうございます。

私が二十五年前、農業をしたときには、父親、母親、私、アルバイト一人、四人でやっていたんですけれども、今四十人ぐらいの従業員が働いています。法人ですので、その従業員も担い手として捉えた場合、やはり、お給料を上げてあげたりとか、あと、お休みを増やしてあげたりとか、これを何で実現できるかという、やはり所得なんですよ。

ですから、やはり本当に適正にものかる農業にならないといけないかな、私はそれに尽きるところで思っています。そうすることによって農業をする人が増えてくる。さっき、もうからないという話もありましたけれども、へりくだるわけではなくて、やはり、農業を是非もうかる産業にしてい

くような、そういったことをやっていかなきゃいけないんだというふうに考えています。

ありがとうございます。

○大塚参考人 農業の人手不足は深刻です。全く来ないというところで、外国人に頼った部分もあります。しかし、今度、外国人が入ってこれないというところで、今まさに危機的な状況で、生産もできない地帯も多分あります。

その中で、多様な人材を受け入れるということ、うちも僕が二十二のときから、平成七年からハンディキャップのある方々を受け入れてきた関係もあって、一気に外国人からそういった障害者の方々に切り替えて成功することができました。また、飲食店の方や、北海道の有名な石屋製菓さん、白い恋人の石屋製菓さんの社員の方々に来ていただいて、助けていただいたりもしております。

やはり農業というものは一人ではできません。ですから、何とか今回のこのみどり戦略では、手間が逆にかかってしまおうということも含めて、そういった雇用の部分も含めてやはり見えないと、なかなか伸びていかないのではないかなと危機感を持っています。

○長友委員 ありがとうございます。

最後に、谷口参考人にお伺いしたいと思っております。

意見の九、本日配っていただきました資料の中に、小農や家族農業の存続に特別な関心を持つべきであるというふうに御指摘いただいております。SDGsの言葉をかりれば、日本で農業を続けようとする農家を一人も取り残さないという包括的な支援が求められるということでございますけれども、具体的に、今、谷口参考人の中に、こういうことをしてほしいというものがありませんでしたら、最後に教えてください。

○谷口参考人 適切な質問、ありがとうございます。今日、この委員会に参加して、一つ気になっていたことがあります。それは、今日参加していた

だいているお二人の農業者の参考人が、非常にすばらしい、規模が一定程度大きくて、企業型経営をしている農家だということですね。この二人の取組はすばらしいし、お考えも本心にすばらしいと思いますけれども、同時に、この委員会を出れば、そうでない農家の方がたくさんおられる、その問題を考えなければいけないと思います。

確かに、どの農家も厳しいといえは厳しいんですけども、この資料に書きましたように、小泉政権以来といましようか、グローバル農政というのをずっと続けてまいりました。それで、日本の農家は規模が大きくなってもうかる農業を推進しなければいけない、だから法人化なんだ、加工なんだ、付加価値なんだ、輸出なんだというふうに向を切ってきたかと思えます。

それは一定程度間違いではなかったと思うんですけども、その反面として、この政策保護の対象から除外されてきた小規模農家、家族農業ですね。具体的には、兼業農家、高齢農家、新規就農者、自給農家などが政策保護の対象から除かれているのではないかとこのように思っています。

例えば、先ほど獣害の話がありましたけれども、獣害をどうしたらいいんだろか。一つ研究者の間で言われているのは、里山に人が住まなくなることが影響していると言われてます。

つまり、日本は、里山といまして、中山間地も山の方まで人が住んだ。人が住んで、その手入れをしていましたよね。条件が悪いですから、こんなところに、一軒家みたいなところに人が住んでいる、でも、その人たちが畑をやり、田んぼをやり、山の木を刈っていたから、その部分だけは獣が来なかった。ところが、中山間地で人が住まなくなつたものだから、獣は山から下りるようになってきて、里に来るようになったということが言われています。

例えば、こんなところにも経済だけでは成り立たない農業の姿があると思うんですね。中山間地に人が一人住むことによつて守られる自然があ

る、この視点を忘れないでいただきたいと思つて、このことを申し上げました。

本当に、SDGsの言葉では、一人も取り残さないといふのは、日本で農業を続けようとする農家も一人も取り残さないような政策をみどり戦略の中で進めていただきたいというふうに思っています。

ありがとうございます。

○長友委員 ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○平口委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

四人の参考人の皆さん、今日はありがとうございます。

最初に、植物防疫の関係で有江参考人にお伺いします。

今度の植物防疫法の一部改正で、先生からもお話がありましたように、業務が増えてくる可能性がありそうです。そして、登録第三者機関による検査、マンパワーも大変大事だということに思っています。

率直にお伺いしますけれども、検疫所等における検疫官、調査官、この人員と体制についてはやはり法改正に伴つて強化されてしかるべきだと考えますけれども、先生の御所見を伺います。

○有江参考人 ありがとうございます。

植物検疫官の数は、少しずつですけれども、今、増えている状況でございます。犬も活用するようになってきている等、対応はある程度されているというふうに思います。

ただし、私どもの学生もかなり植物防疫所等で就職をさせていただいておりますけれども、やはり非常に業務が多様であり、かつ、先ほど国境を越えてというお話がありましたけれども、日本中、海に囲まれているわけで、実際には日本中じやなくて決まったところにおりますけれども、そういうところで働いていただかなくちゃいけないということ、やはり増員が必要なのではないかというふうに思います。

その中で、先ほど、輸出検疫に關しまして、第三者機関で一旦審査をして、その後、植物防疫官が許可を出すという制度に今回変えようとしてあることでございますけれども、これに対しては、リーズナブルなのではないかなというふうに思っております。

特に、今、植物防疫所の方に検疫をしていただくとした場合には、植物防疫所が全て植物防疫官の出張旅費等の費用も出して、検査をして、その結果を輸出しようとする方にお渡しをするという形になっておりますが、これが本当に増えてきた場合に対応できる形なのかどうかということも含めて今回の議論になったのではないかとこのように思っています。

そういう点で、第三者の検査が入ることによつて、多分、ある程度費用が生じることになるかと思えますけれども、そのバランスを整えていただければ、それは達成可能だと思っております。

あとは、今度は輸入の方で、先ほど種子に付いて病害虫が入ってくるという話をさせていただきましたけれども、これの検査も今は全部国がやってくださっています。植物防疫所がやってくださっています。例えば、種子ではなくて、じゃ、私がバナナの苗を輸入しようと思ったら何が起るかというと、バナナの苗を一年間、植物防疫所で育ててくださって、それが一年たつて何も起きなかつたら渡していただけないという形になります。その費用も全くとゼロ円です。

ですので、そういうところをかなり今、国に御負担いただいているという部分がありますので、そこら辺も見直しが今後必要になってくるのではないかとこのように思っております。

○田村(貴)委員 それでは、みどりの食料システム法案の関係でお伺いします。

谷口先生からは、意見四のところ、生産力向上と持続性の両立という文言は曖昧で不十分であるというふうな御指摘がありました。

法文の中には、「環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が不可欠」、こういうふうにかかれているわけなんです。

それで、生産者の井村さんと大塚さんにお伺いします。

有機農業を実践する中で、生産性の向上というのはどのように捉えるのかということです。

井村さんは、自然界に独り勝ちはありません、害虫が増えれば捕食する虫や鳥が増える、一割、二割を生態系に分けてあげて減収しても、長い目で見れば減収にはならない、そういうふうに主張されています。

大塚さんは、収量を追求することなく、半分取ればいいという考え方で投資を減らし、労働生産性を上げるようにしているというふうに資料でも紹介されておりました。

生産性の向上というのはいかようにも取られるわけなんですけれども、ややもすれば、単収増、そして大規模化、機械化、効率化一辺倒、そういう中で議論もあつたわけですので、この考え方をどう捉えておられるか、教えていただきたいと思っています。

○井村参考人 ありがとうございます。

今のお米、麦、大豆でいいますと、お米については、民間稲作の稲葉先生でありますとか先人が頑張ってくださいまして、かなり生産性は上がっていると思います。ただ、麦、大豆については、取り組んでいる人がほとんどいないような状況で、まだ全然生産性が上がっていないというふう

に自分も認識しています。ただ、今まで全く研究もされずに、それを作ろうという意思もなかった中で、これからみどり戦略ができて、恐らくこれからいろいろな技術が出てきますので、私は伸び代がとあるんじゃないかというふうに個人的には思っています。

ない。これから百年、二百年、本当に極端ですけども、千年間今の農業のやり方を続けて、千年間のアベレージで本当に生産性が上がるのだろうか。これは、しっかりとしたエビデンス、研究者にも入ってもらって、持続可能な、生産性が向上する農業というのはどういう農業なのか、恐らく組み合わせていくようなことになるのかもしれないですけども、そこをやはり考えていく。

やはり考え方としては、単年で考えるのではなく、なるべく長いスパンで生産性が向上するというのはどういうことなのかということが一つのポイントになるのかなというふうに思っております。

○大塚参考人 ありがとうございます。

半分取ればいいということで、私も、有機に切り替えて何とか慣行並み以上に取れるようにというところで、過剰な有機肥料、過剰な有機的な農薬を使ってチャレンジしました。実際に六十種類ぐらいの農産物を作った分かつたことは、やはり資材に頼ってはいけません。元々、我々のオーガニック、有機栽培の上には自然農法というのがありまして、自然農法は資材も使えない機械も使えないんです。それから比べると、有機農業は資材も使えるし機械も使えるんですね。その中で、私は、半分取ればいいという考え方を取り入れて、少し考え方をシンプルにしたなら、すごくいいものが取れるようになります。

あとは、いかに歩留りの悪い部分をどうするか。うちで言うと、加工しています。大根だと切り干し大根にしたり、干し芋にしたり、ドッグフードにしたり。また、残渣物は一〇〇%オーガニックの卵を作っている鳥屋さんに有機の餌として全て供給しています。ですから、ほとんど廃棄はゼロです。

ですから、そういうような形で、いかに自分たちの畑で取れたものを価値あるものにしていくか、それがまた従業員に対する給料に高まってくるといふことで私は労働生産性というお話をさせていただいたんですが、そういった価値を生み出

していきたいというふうに考えています。

○田村(貴)委員 そこで、谷口先生にお伺いするんですけども、先ほどは持続性の意味について御意見をいただきました。条文には「環境への負荷の低減と生産性の向上との両立が不可欠」、こういうふうにかかれてるんですけども、生産性の向上について、先生はこれをどう見ておられるか、教えていただけますか。

○谷口参考人 御質問ありがとうございます。また学者らしいお答えをしたいと思っておりますけれども。

まず、生産性の向上と持続性の確保はバランスの問題だと思います。今までは、日本の農業政策は生産性向上一本でやってきたというふうに思うんですけど、その生産性というのは、量の確保、規模、面積を大きくする、効率化する、いいものを取り出すことだったと思います。この度、みどり戦略で初めて持続性という言葉が入った。入っただけでも、まだバランスが取れていないと思います。

じゃ、どういうのが適正なバランスかというと、持続性というのは、基本的に、私たちが生きている地球環境そのものだと思うんですね。あるいは、もっと、地球環境と言うと想像が難しいけれど、地域と言ってもいいと思います。地域に人が住まなくなったら持続性がありませんよね。私たちが経済活動をしたり好きにすることをするために生きていくための基盤が必要で、それが持続性という言葉だと思えます。

今、持続性が脅かされているとすれば、優先順位は、持続性の確保が優先されると思うんです。ですから、生産性向上と持続可能性のバランスをどう書くかというところ、この今日の私の提案書の五ページに書きましたけれども、持続可能性の範囲内での生産力向上、持続性が許す限りの生産力向上という考え方をまずすべきだと思いました。

それから、今、井村さんが大変いいことを言ってくださって、生産性というのは一体どれぐらいのスパンで考えるのか。化学肥料や農業はすぐ効

くんですね。だから一年間の単収ということをすぐ考えるんだけれども、この先はそうはいかないと思います、使えなくなりますから。有機肥料は投入してから効くまで時間がかります。効いて、まだ効き方も不安定になります。ですから、生産性の概念にもっと時間軸をはっきり入れるべきだと思います。

例えば、仮に単年度の収量が下がったとしても、それによって有機農業が成り立って、その経営が百年続くとなれば、それは生産力向上として認めていいんじゃないか。単年の収量が下がったとしても、それによって百年間続く経営ができたんだしたら、それは生産力向上と考えていいんじゃないかという考え方。

つまり、生産力向上という考え方も、今までの固定観念を離れて、持続可能性とのバランスの中で考えるということをお提案したいと思っています。

○田村(貴)委員 また論議を委員会の審議で深めていききたいと思います。

有機農産物をいかにして販売し、そして消費者の下に届け、実際、買っていたかどうか、この道りは大変大事なところだというふうに思っています。

谷口先生からは、多面的な価値を国民が共有するということ、この提起は、まさにこの問題の本質ではないかなと思っております。農林水産省、環境省、文部科学省、省庁が果たす役割、また地方自治体の果たす役割も大変重要なこと。これは、やはり政治と行政の責任において施策を打っていかなければいけないと思います。

私も、昨日、質疑の中で、公共調達、公共施設や学校で有機農産物を消費してもらおう、そして、田んぼの中で、生物多様性とか、農業やあるいは化学肥料に頼らない、環境に負荷を与えないということはどうなのかということをお子供のときから体感していく、教育現場で知っていくということ

は本当に大事だということに思っています。農水大臣の答弁は、意欲ある市町村の取組が進むように支援するということだったんです。意欲

のある市町村が出てくれば、それは本当にいいんですけれども、なかなか、みんながそういつたらいんですけれども、アンバランスも生まれてくるだろうというふうに考えます。それでは地方自治体次第になってくるということもあると思うんです。

公共調達とか、あるいは学校給食で有機農産物が安定的に、継続的に活用される、そして食べていかれるということは、今日は、参考人の皆さん、その方向がいいとおっしゃいました。国はこれから何をしなければならぬか、谷口先生、解説していただけますか。

○谷口参考人 ありがとうございます。御質問、三つほどいただいたと思います。

まず、公共調達に關してです。

有機農業の推進法ができてから、国は、五年ごとに有機農業推進のための基本的な方針というのを出しております。今、たしか三期目ぐらいのが出たんじゃないかと思いますが、なかなか進んでいないんですね。

私、二年前に出された新しい方針を見たんですけれども、こう書いてあるんです。有機農業を進めるためには需要をつくらなければいけない、需要プルという考えですね。需要をつくって、それに見合う生産をつくる。それは多分いいと思うんですが、じゃ、需要はどうするかという、市場動向であるというんですね。市場動向というのは、有機食品のマーケットがどれぐらい増えているかということに基づいて、市場動向、市場需要を考えています。

私は、これは非常に、国としては弱腰だなと思います。つまり、市場次第だということなんです。市場が増えれば、市場が増えそうだから生産を増やす。ですから、生産者からすると、いや、本当に増えるのかという疑問が残ります。

実際、この一前期の、五年前に、十年前かな、作られた基本方針では、有機農業の面積を〇・五%から一%に倍増するという計画が立てられていたんですが、その根拠となるのは東京パラリン

ピックだったんですね。東京オリンピック・パラリンピックによってオーガニック需要が増えるだろうから、それを見越して倍にしようと思ったんだけれども、見事に外れました。このように、市場動向を当てにした需要拡大というのは非常に弱いと思います。

じゃ、どうしたらいいのかというと、国が国の責任で市場をつくることができる、それが公共調達であります。公共調達、あるいはグリーン購入とも言われますけれども、ある商品が出ますよね、新しい商品が出る。市場がないので売れない。でも、その商品が非常に公共性が高いもので、行政が率先して購入する。そうしますと、そこに、小さいけれども市場が生まれますよね。その市場を使つて新しい産業が生まれて、一定程度広がったところで行政は手を放せば、一般にも売れていくという考え方でありませう。

具体的に言う、再生紙を使つたコピーとかトレットペーパーがありますよね。昔は全部バージンの商品を使つていましたけれども、今、コピーは再生紙を使うのが当たり前になりました。それは、一番最初に公共調達したからです。その発想は、有機農業に当てはめていただきたいと思うんです。有機農業が本当に公共的な価値があると皆さんが認めていただければ、公共的なものを広げるために国が支援してマーケットをつくりましょう、そのために税金を使いましょうと。

その一つの具体的な政策が給食なんです。学校給食を使つて有機農業を増やす、有機農産物を増やす。それは子供たちの食育的な効果があるというところは、先ほど農業者の参考人の方もおっしゃいました。その方法を力強く踏み出すことによって、全国の農業者が、あつ、国は本気で有機農業を広める気があるんだと。

だって、給食で入れれば、必ずその給食分の農産物は売れるわけじゃないか、買手があるわけじゃないか。その安定した市場を目指して生産者は作り始める。しかも、そのときの価格を安くし過ぎないでいただきたい。再生産可能な

な価格にする。それで、再生産可能な価格で一定程度の量を国の責任で買上げていく。有機給食が広がることによって、消費者が有機農業を理解していくようになる。それで、消費者が今度は自発的に有機農産物を買うようになる。そのときの価格は、安ければいいだろうではなくて、公共調達で示したような持続可能な、再生産可能な価格で消費者が買っていく。そういうマーケットの展開を考えていくために、有機給食や公共調達は非常に重要な手段だと思います。

○田村(貴)委員 ありがとうございます。

先ほど井村参考人は、これから若い人たちが、外国産のオーガニックが入ってきたら、そちらを選択することもあるかなというお話があつたと思います。

食料自給率を上げることにについては、誰も異論はないと思います。ただ、輸入依存に頼つていて、そして、それプラス自由貿易協定、経済連携協定、たくさん協定が作られて、関税がなくなる、あるいは引き下げられるという、いわゆる逆行する部分が私はあると思うんですね。

そうしたことに付いて、自由貿易協定とか、それから関税をなくしていくとか、オーガニックであっても、外国産が入ってきたらそれでもいいじゃないかといったことの問題について、どのように捉えておられるのか。

私は九州なんですけれども、例えば畜産で、繁殖牛をやつたら、これはなかなかいいぞとやって踏み出す人がいる。だけれども、実際、これから先のことを考えたら、農業はどうなっていくのか、畜産はどうなっていくのか、子や孫には、これはなかなか継がせていく気にもなれないという声もいっぱい聞いてきたんですね。いわゆるTPPとかEPAとか、こうしたことについて、実際に生産に携わつておられる立場からどのように受け止めておられるか、教えていただけますか。

井村さん、お願いいたします。

○井村参考人 私の周りにはある物質的な豊かさというの、私が生まれてから五十七年、これを本当に許容してきたものであります。そういう意味で、私たちは外国から入ってくるものに対して余り抵抗がないように育ってきたのかなと思つてます。

ただ、食料に關して言えば、私は、できれば私たちの作つたものを国民が選んでくださつて食べてもらえる、これがやはり理想だと思つています。今JAGグループさんでも国産国産というスローガンで運動を展開なさっていますが、私はまさにこれが大事だと思つていて、このベースの中に国産の有機農産物も選択していただければなと思つております。

そんな中で、先ほどちょっと危機感として、今の若い人たちが大人になったときに、国産だとか、日本の農業の大切さだとか、外部経済のこと、フードマイレージのこと、そういったことと関係なしに、ファッション的に、利己的に外国産のオーガニックのものを食べる、そういう社会にはなつてほしくないと思つています。

そのために私たちが今すべきことは、やはり日本の農業というものが多面的な機能を有しているということであるとか、国産のものを産出していることとは大変国益になるといいますか、この国にとって大変大切なことだ、こういったことを今の若い子供たちと共有できるように、そういう社会になつていけばいいと思ひますし、そこには適切な教育というのがやはり大切だと思ひますので、ちよつとどううまくまとめられないんですけれども、私は、日本の農家として、応援してね、日本の農業というスローガンをずっと言つてきています。本当にそういう社会になつていくことを願つてやみません。

ありがとうございます。

○田村(貴)委員 時間が来ました。

四人の参考人の皆さん、本当にありがとうございます。

終わります。

○平口委員長 次に、福島伸亨君。

○福島委員 野党系無所属の五人で組んでおりま

す有志の会の福島伸享と申します。本来は北神委員が参加するんですけども、今日は憲法審査会に北神委員は参加しておりますので、代役として私が参加させていただきます。

四人の参考人の皆さん、今日は、長時間にわたり、本当に有意義な話をありがとうございました。最後の質疑でございますので、肩の力を抜いて気軽に答えをいただければと思っております。

私、大学は農学部なんですけれども、運動部だったもので、インチキ農学部でありまして、そんなに農業の技術があるわけじゃないんですが、それでも庭で、土に対する感覚を失いたくないと思って、家庭菜園をやっております。先ほど大塚さんの方から家庭菜園は農薬を使っていないとおっしゃっていましたが、なるべく堆肥とか腐葉土とかを入れた有機栽培を心がけて、農薬もまきたくないの、木酢液とかはまくんですけれども、やっているんです。

それでも、やはり日本の梅雨ときは物すごく雑草がはびこりますし、国会に平日に行って、帰ってくる全部葉っぱが虫に食われちゃったりとか、あと、同じ作物を栽培していても、種をまく時期が一週間遅れるだけで虫の食いの状況が変わったりとか、有江先生の資料でも欧州と異なる栽培環境とありますけれども、日本でやはり有機とか減農薬とか無農薬で栽培するというのは、欧州で気軽にオーガニックと言いますけれども、それとは違う御苦労があるんじゃないかなというふうに思っております。井村さんや大塚さんの取組に非常に心から敬意を表するところでございます。

そうした中で、まず有江先生にお聞きしたいんですけども、総合的防除、IPMということ、化学農薬、生物農薬、抵抗品種などのいずれか一つに依存することなく、科学的根拠に基づく防除を行うということですが、みどりの食料システム戦略では、二〇五〇年までに化学農薬の使用量を、これはちよっと概念が分かりづら、リスク換算で五〇％低減という目標を掲げて

います。

先生から御覧になって、この目標というのは科学的に根拠のある妥当な数値と思われるのか。僕ら消費者にとってみたら、これは非常に分かりづらい概念なんです。その点を分かりやすく御説明いただけたらと思います。お願いします。

○有江参考人 どうもありがとうございます。リスク換算で五〇％削減の五〇％という数値ですね。

これに関しては、谷口先生もおっしゃっているように、KPIとして与えるということの意味はあるかもしれませんが、それが達成できないかということ、その数値を達成することだけが目標にならないようにしたいという点、先ほど申し上げましたけれども、このリスク換算、リスクというのはどういうふうに捉えたらいいのか。これは資料の審議会の方でも審議しております。私もメンバーなんですけれども、結果的には、今、リスクを完全に測る方法というのはありません。

ですので、今のところは、ADI、一日に残留農薬をどれだけ摂取してよしかいという値を三段階に分けて、それ掛けるグラムの計算値が現在の値になっていて、それを半減しようということ、これを目標にしようという話になっておりますが、もつとよい目標が立てられたときにはそれを変えていきたいと思います。

ですので、そういう形でのKPIだという御理解をさせていただくのがよろしいのではないかと思いますし、そのところは、私自身も、数値を出すのがよろしいのか、どういうふうに考えたらいいのかというの、常に疑問に思っているところでございます。

○福島委員 真摯に御回答、ありがとうございます。ただ、これはやはり、国民一般から見るとさっぱり分からないというのが現実だと思うんです。

ね。せっかく、みどりの食料システムと言っている中で、農業に対する関心というのは消費者の皆さん方も非常に大きいものがあると思いますので、数字が高い低いとかじゃない、分かりやすい目標を是非つくるように、これからも努力していただけたらと思います。

次に、谷口先生にお聞きしたいんですけども、資料の中で、みどりの戦略の使命は、農業関係者にしみつた化学肥料と化学農薬を使わなければ農業生産はできないという固定観念を払拭することであるとか、農業関係者にショックを与えて意識改革と行動変容を迫るという意味では大きな効果があるというふうにおっしゃっております。

ただ、私自身、現実に自分の地元を歩いていまして、正直言って、有機まで頭が回らないほど疲弊しているというのが実態だと思うんです。

一方で、先生は、小農や家族農業の継続というのも非常に重要視をされていらっしゃいますけれども、現実にはこのみどりの食料戦略をやっていく上で、小農、家族経営の方、高齢者の方、この人たちが有機に取り組むというのは、物すごく、私は、心理的にも、あるいは経済的にも、あるいは肉体的にも、ハードルは高いと思うんです。

そうした中で北風を吹かすようなことをやったり、ショックを与えるというよりは、もつと私はインセンティブが必要だと思っております。北風よりは南風じゃないかなと思っております。今回の法案にも南風の部分は税制の優遇とかいろいろありますけれども、ただ、具体策はまだまだ不足しているように思うんです。

その点で、ショックを与えるんじゃないで、もつと温かい、小農や家族経営の皆様方に有機を促すような政策が必要だと思っておりますけれども、この点、どうお考えでしょうか。

○谷口参考人 大事な御質問、ありがとうございます。私の提案の中では、意見八の、有機農業という言葉を再定義するというところで答えたいと思います。

います。

有機農業ということについても、日本では有機農業が始まって、五十年ぐらいたちますか、六十年ぐらいたちますけれども、やはりイメージが固定化していると思います。農業や化学肥料を一切使わない、草だらけの田んぼ、手で取るのが大変。何か、今日のこの委員会に出していただいて、農業の世界というのは本当に古い固定観念がまだまだたくさん生きているな、農業って貧乏なんじゃないかな。有機農業もそうだと思います。

私が知っている有機農家や自然農法の方たちの病害虫管理は、もつと違います。例えば、さっきお名前が出ましたけれども、民間稲作研究所、栃木県にあるところの舘野さんという方のモットーは、有機農業は草を増やす技術なんだというんです。虫を増やす技術なんだという。

そういうことかという、ちよっと説明が必要なんです。IPMとさつき有江先生がおっしゃいました。それから、私は生物多様性と。それから、井村さんと大塚さんは、同じように、生き物は多いとおっしゃいました。生き物で生き物を抑えるという技術だと思っております。天敵もそうなんです。

それを、有江先生のように天敵を開発してやるとなれば科学研究的に見えるんですけども、農家目線で見れば、あえて草を生やす。それから、周りに木を生やす。天敵を増やすことによって病害虫を抑える。農家は何かをやるかという、それを見ていただけ。農家は、草を取るんじゃないで、草を抑える仕組みを入れて、農家は手を出さない。抑草とかいう言葉があります。そういう技術が有機農業の最先端の部分ではかなり実証されているんです。ですから、有機農業に関するイメージを変えたいというのがまず一つあります。有機農業の再定義なんです。有機農業の定義を見直して、さつき南風とおっしゃいましたけれども、南風が吹くような定義をやる必要があると思います。

これは学会の会長として申し上げるのではなくて、一人の研究者として申し上げますけれども、例えば、JAS有機を取った場合には絶対に農薬を使つてはいけないという厳しい縛りがあるんですね。でも、それは、例えば気候変動なんかが起こった場合には非常に難しい。原則として無農薬なんだけれども、例えば、緊急避難的には使つていいんだというような規則を入れてはどうでしょうか。

それから、先ほど井村さんが、耕作放棄地を百四十ヘクタール有機にされたと言っていましたけれども、私の知っている岩手の農家は数十ヘクタールを有機でやっている。それは、任せられちゃうからだ、やつてくれ、やつてくれと言われるから、どんどんどんどん有機の面積が増える。数十ヘクタール有機でやっていますと言うんだけれども、実はそれは、有機農業というよりは、何にもしていないんですね。殺虫剤もまかないし、除草剤もまかないし、草も取らない、植えたら植えつつ放し、言い方は悪いですけども。粗放的有機農業です。そうすると、収量は下がります。でも、その農家は、経営面積的な全体の収入と補助金で経営しているんですね。

その方は、私はすごく優れた考えたと思うんですけども、結局、任せられた田んぼができないとなれば耕作放棄地になるんだけれども、耕作放棄地になるぐらいだったら粗放的有機農業で管理したらいという考えなんです。だって、資材を使わなくていいわけですから、植えて収穫しておけば、有機は有機じゃないですか。安全性もあるし。その代わり、収量が悪いし、場合によっては品質も悪いかもしれない。

私たちは、何か品質や収量は一定以上なきゃいけないという固定観念にとらわれているのではないですか。収量や品質ももう少し下げても構わないから有機でやればいいんだというシグナルを送れば、多くの方が有機農業に取り組みんじゃないか。

私は、有機農業のイメージや定義をもっと柔軟

に変えていく、今までのごく少数の人たちができた有機農業ではなくて、望むなら、全ての農家が取り組めるような有機農業の定義やイメージをつくっていきたいと思います。

ちよつと詳しくは御説明できませんけれども、以上のように考えます。

○福島委員 ありがとうございます。

ただ、私は、やはり経済的なものがないとなかなかやる気にならないと思うんですよ。有機が正しいという概念で理解するんじゃないで、自分の収入が増えるとか、作業が楽になるとか、実際は楽にならないと思うんですけども、そういうのがないとなかなかインセンティブにならないんじゃないかなと思います。

そうした中で、今回のみどりの農業システム法案の中でも、有機農業の団地化を進めやすくするための栽培管理協定というのが法案の第三十一条で規定されております。

ただ、私の周りで見ても、有機をやっているのは、大体、都会から移住してきた新規就農の人か、あるいは、ちゃんと大学を出て特別の思いでやっている、後を継いだ農家の方、井村さんのような方が多くて、今までの地域の中核的であった農家の皆さん方は、そうしたところとやはり一線を残念ながら引いちゃっているのが多いんですね。

そうした中で、栽培管理協定というのがこの法律で規定されているんですけども、それだけで、じゃ、有機をやっている人が地域の農家のリーダーとなつていろいろな人を巻き込んでいくかというたら、まだまだ私は足りないんじゃないかなという気がしております。

大塚さんの北海道のところは、もう既に北海道有機農業協同組合というものをつくられているというところですけれども、この法案のこの仕組みに照らしてみても、周りの農家を巻き込んでいく仕組みとして、栽培管理協定というのが果たして有効と思われるのか。そうじゃない、足りないとしたら、どういったことをやっていけばいいのかと

いうことを、井村さん、大塚さん、お二人にお聞かせいただけないでしょうか。

○井村参考人 ありがとうございます。

私のところでは、結果として、今一番大きい団地で二十五ヘクタールぐらいの団地になっていいます、有機だけの。

私が団地が必要であるというところでいえば、緩衝地帯の問題と、あとはやはりドリフトの問題がありまして、みんながまとまることによって、やはり有機農業者にはメリットがすごくあるのかなと思うんですが、先ほどのお話にもあったように、今、有機農家というのは点で存在している状況なので、それを一つのところに集まれということとはまずできないんですね。転換期間中からまたスタートしなければいけなかったり、いろいろな問題があるの。

ですから、本当に、技術的にはいろいろな問題があると思いますが、私がイメージとしてこういうことならいいのかなと思うのは、やはり市町とかが中心になつて、小さい農家さんも、兼業農家さんも、大きい農家さんも、一つのところに集まつて新しい地域づくりをしていくというとか、農業公園もあつてもいいと思いますし、レストランがあつてもいいと思いますし、単なる生産基地というだけの団地というイメージではなくて、一つの地域のコンセプトとしての、そういう地域づくりみたいな感覚で団地化というのを捉えています。

ですから、生産基地として一つのところに寄せようというのは、その団地の規模がどれぐらいの大きさを想定しているのかもちよつと私は勉強不足なんですけれども、やはり時間はかかるのかなというふうに思っています。

ありがとうございます。

○大塚参考人 ありがとうございます。

私も、団地化はちよつと余り賛成しておりません。

先ほど言ったとおり、先輩農家に一緒にやりましょうと言うのはかなり困難な状況なんです。で

すから、やはり北海道全体とか、例えば僕らのところだと石狩管内みたいな形の中で緩やかに支援していただきたいと思ひますし、また、環境保全型は地域と一体になつてやっていますので、その部分での加算を上げることによって、僕はインセンティブはあるんじゃないかなと思います。

○福島委員 ありがとうございます。実態を踏まえたお話をいただき、ありがとうございます。

もう一つ、有機を進めていくに当たって、やろうと思つても、例えば堆肥の供給とか、そういうのでうまく耕畜連携を進めるのが、大きな方とかやる気のある方だつたらできるんでしようけれども、これまでずっと長く慣行栽培をしてきた人たちが、いきなり、じゃ、どうやって供給を受けるのか、先ほど食品残渣の話とかありましたけれども。その辺りのマッチングがうまくできていなかったり、地域の中で耕畜連携を進める仕組みとか、そういうのができていないことも一つの問題があるんじゃないかなと思ひております。

この法案でも多少十数条のところて書かれているんですけども、国は、農林水産物の生産において環境への負荷の低減が促進されるよう、家畜排泄物等の有効利用による地力の増進などに必要な措置を講ずるものとする。ただ、何が必要措置とはどこにも法律には書いていないんですね。絵に描いた餅に終わる可能性もあるんですけども、この辺りの、堆肥の供給のために必要な条件とか仕組みというものがありましたら、先ほどISO法とか廃掃法の問題というのもありましたけれども、お二方、井村さん、大塚さんにお答えいただければと思います。

○井村参考人 ありがとうございます。

堆肥についてですけども、私のところは、隣の富山県の採卵農家と約二十年ぐらい耕畜連携で、私たちの飼料米を送つて、堆肥を引き取るというのをずっとやってまいりました。ただ、石川県の場合は、畜産県ではありませんが、なかなか畜産農家が少ないという問題があります。北海道とか九州のような畜産県では進んでいくのかな

と思うんですけども、やはり地域性がありますので、その地域地域でどういう未利用資源を使っているのかというのがテーマだと思っています。

そんな中で、堆肥の問題については、やはり産廃というものの知識が必要だったりとか、堆肥でも、例えば大動物ですと、敷きわらの問題があった、そこに外材のチップが使われていたりするようないまケースもあります。ですから、その品質といまいます、消費者にちゃんと求められているものなのかというのを検証するのが、農家だけではなかなか難しいところがあります。

ですから、以前、十年ぐらい前に私提案したことがあるんですけども、そういうコーディネーター的な人がしつかり、これは行政なのか研究者なのか分からないですけども、間に入ってちゃんと耕畜をつなぐような、そういう仕組みづくりをしていかないとなかなか進まないのかなというふうに印象としては持っています。

ありがとうございます。

○大塚参考人 ありがとうございます。

まず、堆肥の利用は、一番にはコストだと思えます。まず、まくための施設、機械を買わなければいけない、また、一時的に堆肥を堆積して、それを完熟させていく仕組みをつくらなきゃいけない、当然臭い問題もありますし、様々なハードルがあつてなかなか難しい。

しかし、でも、これはやっていかなきゃいけないということだと思ふんですね。それをどうやって支援していくかというのが僕はテーマになつてきていると思います。

ですから、是非、畜産農家と我々耕種農家がうまく連携できるような仕組みをこのみどり戦略の中に組み込んでいただければなと期待します。

○福島委員 ありがとうございます。

もうちょっと時間があるので、では、もう一回だけ行きたいんですけども。

有機JASの問題も何件か出ておりますけれども、お二人方、有機JASの表示をうまく使っていないというところでございます、やはり小

農の方、家族経営の方は、JASは結構荷が重い部分もあると思ふんですね。

もう一つぐらいの表示、エコファーマーとかいろいろありますけれども、消費者の皆様方に分かっていただくような分かりやすい、流通の目印になるものを、JAS以外でも必要なんじゃないかなというのが私の思いなんですけれども、その点につきましては、生産者の井村さん、大塚さん、お二人方、いかがお考えでありますでしょうか。

○井村参考人 消費者に対して商品説明する大切な表示として、マークだとか認証があるんだと思います。

そんな中で、これは私の持論なんですけれども、やはり余り複雑にすると消費者は分かりにくいと思ふんですね。海外に行くと、有機が普通、コンベンショナル、この二つしかないんですね。これにいろいろのものができてくると、すごく分かりにくくなるのかなと思っています。

私は、それよりも、むしろ、JASを、例えば三百万以下の売上げの農家は認証を取らなくても、ほかの手法で確認をして有機と表示できるようなシステムをつくつてあげるとか、ですから、有機を表示するということはシンプルに一つでいいと思つていまして、マークの色が違ふとか何か技術的なところは分からないですけども、やはり運用として、多様な有機農業を認めていくという意味でも、JASだけにこだわらずに、そういったものがあつてもいいと思ふんですが、ただ、基準は一つでなければいけないと思ひます。その基準をみんな守つて、その確認の仕方は、二者認証もあると思ひますし、いろいろな認証の仕方があつてもいいと思ひます。

これぐらいの自分の中では整理をしています。ありがとうございます。

○大塚参考人 ありがとうございます。

私は、今回、都道府県で認定したら税制優遇があるということがあったので、できれば、本当に、行政が有機の認証ができれば、その都道府県

レベルで認定してやればいいんじゃないかなと。そうすればお金もかかりませんし、当然、そこでまた人間関係もできて、行政との関わりもできて、様々な支援を受けられていけるのかなと実は思っています。

ですから、やはり行政の方が有機農業のことを全然知らないというのがありますし、我々も行政が求めていることを全く分かっていないので、そういう意味で、行政側に、有機を進めるという責任において、何か認証制度はあつてもいいのかなと思います。

○福島委員 ありがとうございます。

時間が参りましたので終わりにしますけれども、このみどりの食料システム法案を見てみると、インセンティブの部分が抽象的なように思ふんですね。ですから、今後、審議を通じて、あるいは法律の施行の際に、北風じゃなくて、南風のインセンティブとなる策の充実と具体化を望みまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○平口委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。(拍手)

次回は、来る三十日水曜日午後零時五十分理事會、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

令和四年四月十一日印刷

令和四年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P